

原子力委員会
新計画策定会議（第 27 回）
議事録

1. 日 時 平成 17 年 5 月 24 日（火）13:00～15:45

2. 場 所 タイム 24 ビル セミナールーム 3

3. 議 題

- （1）原子力に関する国際問題について
- （2）原子力の国民・社会との共生について
- （3）その他

4. 配布資料

- 資料第 1 号 原子力に関する国際問題（論点の整理）（案）
- 資料第 2 号 原子力の国民・社会との共生（論点の整理）（案）
- 資料第 3 号 プルトニウム利用の透明性確保について
- 資料第 4 号 新計画のあり方（案）
- 資料第 5 号 新計画策定会議（第 24 回）議事録
- 資料第 6 号 御発言メモ

参考資料 1 人材の養成及び確保について（論点の整理）

参考資料 2 新計画策定会議（第 26 回）において委員よりご指摘のあった資料

5. 出席者

委 員：近藤委員長、井川委員、井上委員、岡崎委員、岡本委員、勝俣委員、河瀬委員、
神田委員、木元委員、齋藤委員、笹岡委員、佐々木委員、末永委員、
住田委員、田中委員、殿塚委員、中西委員、庭野委員、橋本委員、伴委員、
前田委員、町委員、松尾委員、山名委員、吉岡委員、和気委員、渡辺委員
内閣府：戸谷参事官、後藤企画官、森本企画官、犬塚補佐
経済産業省：菅原課長

6. 議事概要

(後藤企画官) 定刻となりましたので、第27回の新計画策定会議を開催したいと思います。今日も、お近くにマイクがあると思いますので、それをお使いいただければと思います。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

(近藤委員長) それでは、第27回の新計画策定会議でございますが、本日は5人の方からご欠席との通知をいただいています。内山委員、草間委員、児嶋委員、千野委員、山内委員でいらっしゃいます。

本日の議事は、議事次第には2つの議題が上がっております。1つは、原子力に関する国際問題についての3回目。それから2つ目が、原子力の国民・社会との共生についてと題するもの、これは2回目です。これは、実は前回は、国民・社会と原子力の調和という表題だったんですが、少しくご意見をいただきまして、タイトルをこのように変えさせていただいたものでございます。

以下、その他とございますが、資料がなかなかうまく整わなくて、しかし、今日、一応間に合いましたので、プルトニウム利用の透明性確保についてという紙がございます。これは、何回かこの場で積み残しと申し上げていたところについてございまして、これについてご審議をいただく。

それから、もう一つ紙を用意してございます。これは、これまでの策定会議の結果を計画としてまとめていくとしたらどんなことになるのかということをつくってみたものでございます。まだカット・アンド・ペーストの世界でございますけれども、これについても時間があればご審議いただくというふうに思っているところでございます。

あまり時間がないのですが、2回目、3回目のご審議でございますので、それぞれについて30分ないし40分ぐらいで1つずつご議論を収束させていただければというふうに思いますが、よろしくお願いいたします。

それで、考えてみますと、だんだん皆様、発言に慣れてございましたので、できましたら今日は3分ではなくて、標準をその半分の1.5分にしようかなというふうに思っています。1分から1分半で要点を。物の本によりますと1分というのは300字から400字のスピーチができるのだそうでございます。原稿用紙1枚です。これが1分半ですから600字ぐらいのご発言をいただくということで、発言をご準備いただければというふうに思います。

それでは、事務局から資料についてまずご紹介いただきます。

(後藤企画官) それでは、資料の確認をさせていただきたいと思います。

今日は資料が、資料番号6号までと、参考資料が2つございます。

第1号でございますけれども、「原子力に関する国際問題(論点の整理)(案)」というもので、縦紙が1つございます。

それから、第2号といたしまして、「原子力の国民・社会との共生（論点の整理）（案）」というのがございます。

それから3番目に、これは横長のパワーポイント形式でございますけれども、「プルトニウム利用の透明性の確保について」という紙がございます。

それから、資料第4号ですが、「新計画のあり方（案）」というこれは縦長の紙がございます。

それから、第5号で新計画策定会議（第24回）の議事録、第6号で御発言メモがございます。

それから、参考資料が2つほどございまして、参考資料1が「人材の養成及び確保について（論点の整理）」というもので、これは今までご議論していただいたものを最後に手直したものですので、ご確認いただければと思います。

それから、参考資料2といたしまして、「新計画策定会議（第26回）において委員よりご指摘のあった資料」というもので、資料を1つ準備させていただいております。

それから、席上におきましては、前回、第26回の御発言メモがございます。これは、前回、国際問題については資料の紹介だけになってしまいましたが、御発言メモを出していただいたものがございますので、そのときの御発言メモにつきましても、本日、参考用に配付させていただいております。

それから、席上には第25回と第26回の議事録がございます。

それで、何か過不足がございましたら挙手をお願いしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

（後藤企画官） では、よろしくお願いいたします。

（近藤委員長） 議論に入ります前に、参考資料1、人材の養成及び確保について（論点の整理）、これは前回ご議論いただいたものについて、ほぼ案についてよろしいのかなということ、それに字句、考え方について膨らますべきところとか、幾つかご指摘いただいたところにつきまして手を加えて、私どもとしてはこれでいいのかなというところにしたものでございます。今日、これは議論することはいたさないことにさせていただきまして、もしどうしてもここがおかしいということがあれば、後でご意見を賜って修正あるべしということですが、一応、2回の議論、それから紙のやりとりで議論が落ちついたところというふうに理解しておりますので、そのような取り扱いをさせていただければと思います。

したがって、今日の議題の原子力に関する国際問題についてに入らせていただきますので、それでご理解いただければと思います。

これにつきましては、前回、資料のご紹介を申し上げて、ご意見をいただくというところで時間切れとなってしまいましたので、資料の説明を今日するかでございしますが、これにつ

きましては資料のご説明を申し上げますので、早速ご議論をいただくというところから、いわば前回の続きということで作業させていただければと思います。

資料については、前回お配りしたものと微妙な字句修正があるのかなと思いますけれども、それについては、何か事務局から一言、二言ありますか。あれば。

(森本企画官) 今、近藤委員長から、若干の字句修正と申しましたが、一部、挿入された部分といたしましては、資料第1号の5ページから6ページにかけて、国際機関に関する記述、「国際機関への参加・協力」に関する記述がございます。その中で、具体的には6ページの上から5行目以降に、「国際機関や国際学会等の主催する国際会議」というくだりで始まるパラグラフがございます。こうした会議につきましては、前回は記載があったんですが、加えて、日本の原子力利用に関する国際的理解を得るために、適時適切に日本の核不拡散への取組、あるいは利用の状況、さらに事故等に関する情報を含め情報発信を行うべきであるという日本からの情報発信の重要性について、これまでの議論を踏まえて挿入させていただいております。

以上でございます。

(近藤委員長) 以上のようなことでございまして、そういう意味で基本的には修正がほとんどないわけですので、説明は以上にさせていただきまして、ご意見をいただきたいと思いますが、これにつきましては前回の策定会議の発言希望ということで、ご紹介の資料、5月12日の日付の御発言メモにご意見がございまして、その方がいわば優先権を持っているということでご発言をいただくのかなと思いますが、たしか伴委員と吉岡委員のご意見があったと思います。続いて、今日配付しました御発言メモの中に、神田委員と再び吉岡委員、それから渡辺委員のご意見がございますので、伴委員、それから吉岡委員——吉岡委員は両方合わせて発言しますか、2つに分かれますか。

(吉岡委員) 一緒にいいです。

(近藤委員長) 一緒にいいですか。では、吉岡委員、神田委員、渡辺委員の順に、まずはご発言いただくことにいたします。よろしゅうございますか。

それでは、伴委員、よろしくお願いします。

(伴委員) ありがとうございます。

これは、前々回にも発言させていただいたかと思いますが、国際的核不拡散の観点から六ヶ所再処理工場を廃止すべき——廃止すべきというのは私の意見ですけれども、この場ではぜひ総合評価の中に、この視点からもう一度評価をし直してほしいという要望を伝えます。

1つは、このNPTの再検討会議が開かれていますが、5月2日のコフィー・アナン国連事務総長の発言として、以下のことを引用しております。「核兵器の材料を作ることでできるウラン濃縮と再処理の技術を何十もの国が開発し、短期間で核兵器を作るテクノロジーを

持ってしまえば、核不拡散体制は維持することができなくなる」というふうな認識が出されており、これはエルバラダイ事務局長のモラトリアム路線とも共通するものだと思いますが、まず1つはその認識。

それから、5月5日に憂慮する科学者同盟という団体が、六ヶ所の運転の無期延期を求める書簡を発表しています。その内容についてはここに添付してありますので、ぜひお読みください。これも、六ヶ所再処理工場が稼働すれば、結局、それは他の国の再処理へのモチベーションというか、そういうものを誘発することによって核拡散につながっていくんだという認識が示されていると思います。

以上のことから、この点からの議論はされてこなかったと思いますので、もう一度、国際的な視点から評価をし直すべきではないかというのが1つです。

2つ目の意見は、このペーパーの中なんですが、3ページののところに核不拡散体制の強化及び核軍縮の推進ということの中で、C T B TとかF M C Tというふうなことが記載されています。ポジティブ・セキュリティ・アシュアランスというのでしょうか、安全保障というふうなことについては書かれているんですけども、非核兵器地帯のような消極的安全保障と言われていることについては言及されていないように思いますので、ぜひ非核地帯構想等についても積極的に進めていくというふうなことを加えていただきたいというふうに思います。

以上2点です。

(近藤委員長) それでは、吉岡委員。

(吉岡委員) 24日付の資料第6号、発言メモをごらんください。前回と趣旨は同じですけども、いろいろ増補があります。発言メモの8から13ページですけども、私の国際問題に関する記述は10、11ページに書かれております。

この「国際問題に関する論点の整理(案)」については、重要な点において異議があるということをまず申します。その理由をお話したいんですけども、プリント10ページを見ていただきますと、これは前口上ですけども、国際政治の構造の大きな変動がこれから予想される。20世紀後半は、国際秩序自体が比較的安定していました。日本はアメリカにくっついていたら特に安定していたわけですけども、今後は大きな変動が予想される。その中で、機微核技術を非常に積極的に推進していて、かつ、核兵器は必要だという認識をとる国がどのような行動をするであろうか、状況の変化が起きた場合、どういう行動をするであろうかということを考えると、日本核武装の機微核技術を持つということは、非常に将来、危うい要素があるのではないかということを書かせていただきました。このメモは全体で8000字ほどあるので、三、四百字ぐらいに縮めることは難しいのですが、ちょっと長くなることをお許し願いたいんですけども、潜在核兵器大国としての地位を持つこと自体

が、非常に大きな保険であり、バーゲニングパワーであり、これ自体が一種、国際社会に対する脅威であり、潜在的であり続けることそれ自体が脅威であるということを力説しておるわけでございます。

その観点から、より厳しい姿勢を、核軍縮及び核不拡散に対して、日本が示すと共に国際的なイニシアチブをとるべきではないかというのが、ここで10ページから11ページにかけて書いてあることであります。核軍縮については、単に口先だけではなくて、実効力ある措置をとる必要があり、象徴的なシンボルとなるような措置が必要なのではないかとここで書いています。核不拡散に対しては、日本のフリーハンドの手を縛る、より強く拘束するようなさまざまな法令上の措置が考えられるであろうし、特に長期プルトニウム需給計画を立てることが重要であろうと書いています。さらに、最後ですけれども、エルバラダイ構想の話が「論点の整理（案）」の末尾で出ておりますけれども、この記述の問題点というのは、国際管理ということ自体についてもあいまいな姿勢をとっていることです。国際管理はいいけれども、運用は課題があるとか、そういう記述ならばまだ私は評価するわけですが、国際管理自体についてネガティブな姿勢をとっている、これはやはり異議があるということです。

以上です。

（近藤委員長） ありがとうございます。ご協力を感謝いたします。

神田委員。

（神田委員） 7ページにコメントを書いております。

前回発言したこととよく似ておりますので、改めて言わなくていいこともあります。平和利用に徹しているという1つ、2つの証拠として、統合保障措置、英語で言うと統合というのはインテグラルで、その保障措置が認められている。そのことが日本にだけ認められているということは、やはり非常に画期的なことであるし、この長計の最中の昨年9月15日に認められたということで、インテグラル・セーフガードの認められた唯一の国であるということです。

それからNSGのところで、日本は前向きにやっていると言うんだけど、事務局は日本大使館のウイーンにありますし、それからその事務局長に当たるポイント・オブ・コンタクトというのは日本人であるというのは、もうちょっと認識を強く宣伝してもいいんじゃないかなということです。

その次のCOEは、入っておりますので結構です。

それから国際展開は、民間の方は「官民一体」という言葉が大好きなようですから、できたら「官民一体」という言葉を使った方がいいんじゃないか。

それから、最後の補助項目を入れるというのは、もう入っています。

それから、１つ気になるのはＪＡＢＥＥのことです、一番下の行に書いてあります。ＪＡＢＥＥというのはどんな制度かといいますと、一定の授業をとって一定のトレーニングを受けていると、それは国際的に通用する技術者であるということを認定するわけですね。原子力界は、日本でＪＡＢＥＥを認めていなくて、でも、土木の世界などはでは、ほとんど主な大学はみんなＪＡＢＥＥを取っちゃったと。そうすると東南アジアは、ＪＡＢＥＥを取っていない人は働いちゃいけないというルールを今つくっている最中ですから、日本の原子力関係者が東南アジアで働けないということが起きるのではないかと。だから、ＪＡＢＥＥのことについて、もうちょっと前向きに考えてもいいのではないかと、そういう意見です。以上でございます。

（近藤委員長） ありがとうございます。

渡辺委員。

（渡辺委員） ありがとうございます。

発言メモの１４ページから、意見と資料を載せていただいております。

今年は広島・長崎の被爆６０年という節目の年に当たりまして、被曝者の方々を初めてとして、多くの日本国民は、ＮＰＴ再検討会議に向けて、核兵器のない平和な世界を目指した前進が図られることを強く願っております。資料でも紹介させていただきましたように、私も生協も、被曝者の方々とともに核兵器のない世界の実現に向けた取組を進めています。

こうした国民の願いを踏まえまして、論点整理において、核兵器廃絶を目指す核軍縮・核不拡散政策を強く推し進める姿勢を明確に打ち出すことが大切なことだと思いますが、同時に、このことを単なるお題目にすることなく、その実現のために原子力委員会みずからが何をするのか、その具体的な行動が問われていると思います。大変残念なことに、今はそうした意味での原子力委員会の存在感は、ほとんど感じられません。論点整理でこのように書き込む以上は、もっと実際の行動において目に見えるような取組が必要ではないかと思います。

原子力委員会のホームページには、「我が国は、原子力基本法に基づき、原子力の利用を平和の目的に限って行うことを絶対的な原則としており、万が一、これを変えようとする動きがあれば、原子力委員会は、平和利用の番人として、即座にこれを阻止すべく活動してまいります」というふうに書かれています。

あわせまして、ちょっと古いことになりましたが、３年前に、当時の福田官房長官の非核三原則をめぐる発言が大きな問題になった際の本元委員の新聞への投稿などが紹介されています。資料として、原子力委員会ホームページから、本元委員の原稿を転載させていただきました。

最近あまり見られなくなりましたが、国民の願いを踏みにじり、国際社会において疑念を抱かれるような危険な発言の措置は、完全に払拭されているとは言えないと思います。

この国際問題の論点整理に入れるかどうかは別といたしまして、少なくとも新しい長期計画では、核兵器廃絶に向けた原子力委員会の決意とあわせて、ホームページで書かれているような日本の原子力の平和利用を疑わせるような動きに対する原子力委員会の強い姿勢が示されるべきではないかと思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

ほかに、ご発言希望の方は。

(発言する者なし)

(近藤委員長) そういたしますと、この紙についてはご提案が幾つかあったわけです。

伴委員の最初のご提案は、核燃料サイクルの評価を核不拡散の観点から評価し直せというご提案ですが、この議場としては、取りまとめということで、その核不拡散の観点も含めてご議論いただいたという認識でございますので、

(伴委員) この日本の行動が外に対してどういうふうな影響を与えるのかという、そういう視点での評価というのはなかったですね。ですから、そういう視点でやはり議論し直すべきではないかと。その部分だけでいいんですけども、そういう提案です。

(近藤委員長) 私とあなたが議論しても本当はおかしいので、議長は中立的であるべきなんですけれども、その点について皆さんのご発言をもとにどういう整理をしたかということ、私は、そういう観点を当然のことながら含めていた、国際的な IAEA の多国間の合意の中で出てきた保障措置システムを使うことによって、その観点も含めた国際社会との関係が成立する、との判断がなされた、だから、皆さんはそういうことについても議論をしたという認識にあると私は理解しています。

それから、もっと大きな安全保障に係る点については、前々回ですか、4月の末に行われた議論の中で、そういう大きなコンテキストにおける議論があった、で、そういう状況に我々はいるといふことの認識を深めたといふふうに理解していますが、これについてはいかがいたしましょうか。

どうぞ、神田委員。

(神田委員) さっき僕が言った統合保障措置が認められているとか、ポイント・オブ・コンタクトを日本から出すことを世界が認めたとかというふうに、非常に特殊な地位にあってこういうことを進めているのであるから、日本ができたから次のほかの国がどうこうというふうに直結するものではなくて、やはりそれはちょっと宣伝になるから入れない方がいいかなという気もしますけれども、やはり日本人同士でも理解し合い、それからほかの国に理解してもらうときに、やはり国際的にも認められている地位にあるんだということを強調すれば、だれでもやっているからやっているというのではないということをちょっと感じるんで

すけれども。

（近藤委員長） ほかに、この件について。

伴委員、どうぞ。

（伴委員） その統合保障措置なんですけれども、確かにそれはI A E Aと協力してやってきた結果そういうものが得られたという面は、そのとおりだと思いますが、しかし、それは再処理工場には適用されていませんよね。しかも、さらに強化というふうな話になってきているわけで、やはり核燃料サイクルについて、もう一遍、さっき僕の言ったような視点で議論すべきだと思うんですね。この前のときの議論は、日本はI A E Aの優等生——優等生という言葉は出てこなかったけれども、要するにグッド・スタンディングであって、それを守っているから、これはシナリオ間の評価において、その限りでは差はないという評価だけでも、では、日本が核燃料サイクルへ進んでいったときに、それが他国にどういう影響を与えるのかという視点からは議論されなかったのではないかと僕は思うんです。

その点は、やはり国際問題のところでも傍聴してありましたけれども、なかなか議論されていないなと。あの場は専門家の人が多かったから、それはもう踏み込んだ議論だったのかもしれませんが、しかし、僕にはそういうふうには思えなかった。そういう点で、今、もう一度議論すべきではないかというふうな提案をしているわけです。

（近藤委員長） ワーキンググループでのこれにかかわる議論は、先ほど吉岡委員のご指摘のあった多国間管理のアプローチのところ、これにかかわることの議論があったと思います。そこでは、スナップショットと申しましょうか、現状、ただいまの姿でもって全ての国が同じ権利を持てる、そういうことにはならぬのではないかと、だからそういう解釈をされかねないM N Aには問題があるんだという、そういう議論をしました。それは、まさしく伴委員のご懸念について、そういう論理で扱われるものでない、より慎重に扱うべきものという整理がなされたというふうに私は理解しています。

2人でずっと意見を交わしているのも問題ですので、そういう問題意識をお持ちの委員がいらっしゃるということを会議としてテイク・ノートするとさせていただきます。もう一つは、C T B T、F M C Tよりもっといろいろな提案についても書き込むべきというご提案ですが、これは現在ニューヨークで我が国が幾つか提案していることをここへ書き込んだということでありまして、にわかに非核地帯まで書くかどうかについては、ニューヨークでの議論との整合性で考えていきたいという、そういうつもりでございますので、これはまだ終わっていませんので、最終的にはどうするかについては、その段階で考えてもいいのかなというふうに思います。ただ、吉岡委員のより厳しいイニシアチブですか、これは総論としてそうおっしゃるのはいいんですが、それが例えば、今、伴委員ご提案の非核地帯なのか、あるいは何なのか、プルトニウムを使うのをやめるというイニシアチブをとれということが、

その中身がないので、ちょっと私には。今日の紙には書いていないように思うのですが、何か追加して一言。

（吉岡委員） この紙にも少しは書いてあると思いますけれども、例えば核兵器国との原子力研究、開発、利用における協力について節度ある原則禁止の姿勢に改めるべきだ。インドとの協力関係を促進するとか、そういうのではなくて、中国との関係をより厳しくするとか、そちらの方向に全体を一貫させればいいのではないかというのが10ページの2 - 3で書いてあることであります。

それと、2 - 4では、例えば非核三原則の立法化とか、今、議論が出たような北東アジア非核地帯の構築へ向けてのイニシアチブであるとか、そういうことについて言及すべきである。

ただ、今日は、ニューヨークで協議中なのでできないというふうに言われるかもしれませんが、全体的な中間とりまとめに関する討議のときに、もう一度機会があると思いますので、それまでにちゃんと議論できるような状態になっていると信じて、今日はこれ以上突っ込むことはいたしません。

（近藤委員長） 現長期計画も、随分と議論をして現在の姿がありますので、そういうものを踏まえつつ、先ほどの渡辺委員のご発言もありましたので、この核軍縮にかかわる我が国のあり方について、原子力委員会の範囲を超えるところもあるわけでありまして、強いご関心のご発言があったということをノートしながら、まとめの作業について引き続き検討させていただくことにします。

神田委員から、ということなら、むしろ統合保障措置のことを書き込むべきかというご発言があったのですが、それについては、適用範囲が、さっき伴委員ご指摘のように軽水炉の世界で、再処理施設の適用については、現在議論をしているところと理解していますので、いずれまた国際社会の合意を得つつ、技術的な検討を踏まえて、再処理施設も含めた統合保障措置というものの世界ができてくれば、それは書くべきでしょうが、今はそういう方向性について引き続き検討していくという環境のことを書き込むことしかできない、それはあえて書かなくてもいいのかなと思います。そういう整理をさせていただきたいと思います。

それから、J A B E Eの話はご指摘のとおりなんですけれども、しかし、それは原子力工学の教育関係者の自己責任の世界ですので、ここは我々がそうせよという世界ではない。工学系の大学がそういう認定という制度の中に入り込むことが重要ということは、既に言われ実現してきているところですので、その中でお考えいただくことというふうに考えて、ここについて特出しする必要はないと思います。

岡本先生、どうぞ。

（岡本委員） すみません、発言するつもりはなかったんですけども、吉岡委員、伴委員

のご意見、それに対してほかの委員から反論が全然出ないというふうにもしたくなかったので、一言だけ申し上げます。

非核三原則の立法化とか、それから非核地帯構想とか、いろいろな角度からの議論はもちろんあるわけなんですけれども、それを書くのであれば、そもそも日本の安全保障というのはどうやっていくのか、核抑止というのはどういうものかとか、日米安保条約というのはそもそも日本にとってどういう役割を持つのかとか、恐らくまた長い議論を経た上に、この作業部会でやったのと同じぐらいの議論を経た上で、では日本はそういう問題に対応するかということを書いていかなければおかしいと思うんですね。その本当の非常に難しい問題の結論だけをぽっここここに書くには、あまりにもこの場は適切ではないと私は思います。今おっしゃられたような方向での書き込みは、私はこの作業部会のマンデートは超えているし、私自身は内容的にもそういうご意見には異論がございます。もし書くならば、むしろ日本が国際社会にどう見られているか、これはもう我々の方が非常に罪悪感を持っていれば、国際社会から見れば、「あいつらは何かおかしいことをやっているんじゃないか」ということになりますけれども、実態は、日本は全ての核の管理の国際レジームに参加し、I A E Aでもわずか数十カ国しかない追加議定書の受諾国でありますし、むしろ日本がコンプライアンスを求めるべき国際社会のメンバーというのはほかにたくさんいるわけですから、日本がみずからのコンプライアンスをしっかりとやっていることを踏まえてほかの国に強く働きかけていくべきであると、これが基本的なスタンスだと思いますので、私は今のこの報告書のラインというのは、そういう面では十分強いとは思いますが、これでもっともなところだと思います。

ありがとうございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ほかに。

(発言者なし)

(近藤委員長) それでは、この国際問題のまとめにつきましては、今日の議論で特に、今、岡本委員からご発言のありましたこと等も総合的に判断して、今日のところはこれで修正しないということで整理させていただきます。今後、取りまとめの段階で引き続きこれをこう変えたいというご意見があるとすれば、議論はしたいと思いますが、とりあえずはこのままにさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(近藤委員長) ありがとうございます。

では、次へ行きます。

次は、原子力の国民・社会との共生でございます。

これにつきましては、前回、たくさんのご意見をいただきました。それを踏まえまして修

正をいたしました。まさしく表題自体がそうでございますけれども、修正いたしましたので、これにつきましてご審議をお願いしたいと思います。

それから、前回、これに関連して委員より、エネ庁の原子力広報予算の問題につきましてご指摘があったところでございますので、本日、参考資料２に資料を用意してございますが、これにつきまして、エネ庁の担当者、菅原課長から直接ご説明をいただくということを考えておりますので、よろしくお願いします。

それでは、まず資料２を後藤さんの方から。

(後藤企画官) それでは、資料第２号の説明をさせていただきたいと思います。

お時間の都合もございますので、変更したところを中心にという形にさせていただきたいと思います。

まず、今ご説明がありましたように、表題自身も直した方がいいのではないかというお話がありましたので、前回の「国民・社会と原子力の調和について」という表題から、「原子力の国民・社会との共生」というふうに直してございます。

それから、１．のはじめについてでございますけれども、安全のあり方について丁寧に書き込むべきではないかというご意見がございまして、２番目のパラグラフの下のところ、「安全規制のあり方を含む安全確保活動のあり方を見直し」ということで、「安全規制のあり方」という言葉をつけ加えましたのと、その先、「企業風土や意識改革を含めた改善努力が求められて」いるということを書いてございます。その先は、「策定会議は、この認識に立って、安全確保のあり方についての論点の整理を行った」ということを書いてございます。

その先でございますけれども、４番目の「原子力活動が社会における活動として」というところのパラグラフでございますが、真ん中のところの「この場合」というところで、「関係者が一方的に説明するだけでは説明責任を果たしたことはならない。事業の推進に必要な信頼を確保するには相互理解が必要であり、そのためには、原子力関係者が」というところのくだりをつけ加えております。同じパラグラフの一番最後、「こうして得られた国民、地域社会の意見を踏まえて説明していくための広報や対話の活動を工夫し、あるいは原子力関係機関の諸活動を変えていく必要がある」ということまで書いてございます。

それから、最後のパラグラフですが、「原子力リテラシー」という言葉がいかなものかというお話がございましたので、これは原子力のリテラシーというふうにスペシフィックなものではなく、単に理解力イコールリテラシーという書きぶりにしております。

それから、学習機会についての記述、前回の知識普及という中身を学習機会というふう後ろの方を変えてございますが、それに合わせましてこの部分も、「こうした学習機会」という形で、要は学習する機会の提供、それに対してこたえる人々というようなイメージに直しております。

ページをめくっていただきまして2ページ目でございますが、「さらに」という最初のパラグラフのところでございますが、「地域開発のあり方について」というところで、「地域の自立的発展に向けて」「創意工夫していくことが重要」というふうに認識されるようになってきているというくだり、それから次の「そこで」というところで「従来は、立地に際して立地交付金等によって社会基盤の整備が図られてきたが、立地から時間が経った現在においては」という現在の状況を書き込んでいる上のところに若干解説をつけ加えてございます。

2. の現状と課題の(1) 広聴広報活動の情報公開のところですが、これは「原子力事業者が」という書きぶりに前回はなっておりましたが、研究機関も同様なことがあるだろうというご指摘がございましたので、ここから先幾つかのところで、「研究機関が」というのをつけ加えてございます。

それで、その2番目のパラグラフのところでも真ん中辺に、これは事故の尺度のところの議論なんです、「しかし」というところの文章でございますが、その中で「そうした事象の深刻さを相対化して判断するために必要な情報を付すことなく公開されるために」という形で、若干、前回、誤解が生じるような課題があるというところだったんですが、説明足らずかなというところがありましたので、そこに今の文章をつけ加えてございます。

それから、その先のテロ対策のところですが、法律改正が既に国会で通りましたので、「法律改正が決まった」というふうに字句を直してございます。

最後のパラグラフ、情報公開、「政策決定プロセスに関しては」という形で、行政手続法の話を入れてございます。それで、原子力委員会の活動を書いてございます。

1 - 2) の相互理解では、まず対話が要るんだということを書き加えたのと、「そこで、原子力関係機関は」という形で主語を明確化してございます。

3ページ目に参りまして、一番上のパラグラフの「また」というところで、「地域社会や国民に原子力に関する学習機会を提供する観点から」という形で観点を書き込んでいます。

それから、最後の1 - 3) リスクコミュニケーションの直前のパラグラフですが、「電力の供給地と消費地の人々との間で原子力発電に係る諸問題に対する相互理解を深めることが重要」という認識を入れてございます。

それから、リスクコミュニケーションのところですが、上の第1文に定義を書き込めというお話がございましたので、ここはその定義を書き込んでございます。中身は読んでいただければと思います。それから活動は、保安院の活動だけではなくて、安全委員会の活動を書き込みました。それから最後、「また」という文章ですが、「地方自治体によっては」という形で、地方公共団体の活動も書き込んでおります。

1 - 4) マスメディアのところでございますが、ここにおいても「原子力関係機関は」というふうに、主語を最初の文章につけ加えたのと、最後、「一方」という文章で、「正確に

国民に伝える責任がある」という形で前回の「という指摘がある」というのを少し強く直してございます。

それから、(2)でございますが、前は「知識普及」という表題でございましたけれども、これを直してございます。先ほど申し上げたように、「学習機会の整備」という形で表題を直してございます。

ページをめくっていただきまして、4 ページの最初のパラグラフのところで、学会の活動を最後につけ加えておりますのと、次のパラグラフ、地方公共団体の活動、副読本の作成や教育委員会の活動等を書き込んでございます。

それからその先、地域への貢献という意味で、大学の活動を書いております。それから、宇宙分野の活動等もつけ加えてございます。

それから、「なお」というところで、「百聞は一見に如かず」という形で展示館の活用等の話をつけ加えてございます。

それから、(3) 立地地域との共生でございますけれども、ここは最初の文章をつけ加えております。「地域開発の進め方として、国からの財政支援に期待する方式から脱却し、自助と自立を基本方針」としてニーズを踏まえてやっていくことが重要ということを書いてございます。

それから最後の行「国は」というところで三法交付金の話でございますが、「地域の新たな発展の方向に対して使用できるように環境整備を進めて」ということを書いてございます。

それから、3 . 今後の取組の基本的な考え方ですが、ここでは(1)、1 - 1) の情報公開では、「異常事象については、その従業員や公衆の健康リスクに対する寄与の大きさなど」というふうにリスク管理の観点をつけ加えております。

それから、先に行きまして5 ページ目でございますが、最初のパラグラフで、これは核物質防護で非公開にする場合の話ですが、「手続き上」という形で、第3者において判断を評価するということで、恣意性を排除するということを書き加えております。

それから次の丸ですが、「最近の国内外の動向を踏まえて、政策決定過程において広く国民参加を促す活動に取り組んでいく」ということをつけ加えております。

相互理解につきましては、基本的には変えておりませんが、最初の丸でございますけれども、「原子力関係機関は」と主語をつけ加えて、「国民や地域社会が知りたい情報は何か」ということを書いております。

それから、1 - 3) リスクコミュニケーションですが、これは最初の文章をつけ加えております。「安全確保活動に関するリスクコミュニケーションを充実することは、国民、特に、地域社会の人々に国の規制活動が妥当であることや所在の原子力関係機関が安心できる」と

いうのをつけ加えております。それで、「事業者が」という最後のところもつけ加えておりました、「安全管理活動の自己点検を行う観点からも重要である」というふうにしてございます。

それから、マスメディアのところにつきましては、最初の丸は、主語をはっきりさせるという形で「原子力関係機関は」というのを入れております。

2番目は、同じく主語をつけ加えたのと、それから真ん中辺から不正確な情報が発信された場合についてですけれども、それを正すことが重要であるということと、それから「なぜ不正確な情報が発信されたかを分析し、再発防止策を講じる」ということが重要というのを入れております。

それから、(2)学習機会の整備・充実ですが、表題を先ほど申し上げたように変えてございます。

ページをめくっていただきまして6ページですが、2番目の丸の核物質防護対策のところ、発電所などへの立ち入りが厳しくなっているというお話がございましたので、それを書いております。それで、「セキュリティの確保と見学の可能性の確保は新しい要請」だということで、「立ち入りを可能にする要件を踏まえたモデル設計などを通じてこの可能性を追求する」ということを入れております。

最後の丸は、「宇宙など他の分野の取組も参考に」するということを入れております。

(3)立地地域との共生でございますが、最初の丸をつけ加えております。「立地は、国全体のエネルギー政策と密接に関わっており」ということで、「エネルギー政策については、電力の消費者である国民の理解を求めつつ、立地地域の住民の理解と協力を得ていくことが重要である」ということ。

それから次の丸では、「既に原子力施設が立地すること」を生かすということで、大学を含む研究開発機関が積極的に企画段階から参加すると。

そして、最後の丸ですが、「原子力開発利用が国民生活に対して有する重要性を踏まえて」というのを入れてございます。それで、最後の行ですが、「地域活性化策に対して使用が可能となるよう、常に見直していく」というふうに結んでございます。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

以上、要すれば、表題を変えたことと、それから大きな変化としては、「知識の普及」という概念について、これは委員から学習というのがその基本的なことではないかというご指摘をいただきまして、そういう概念で整理をするということにしたと。

それから、あとは細かくご指摘いただいたことについて修正したわけですが、全体として、紙のつくりとしては、今後の課題のところは丸ポツで課題をちゃんと書くという書きぶり

今回この紙はつくってしまして、ややぶっきらぼうであるのと、それからメリハリがきつ過ぎているのと、裏返すと舌足らずというところもあるかもしれません。また、大変乱暴にも、最後はセキュリティと見学の可能性の両立するようなモデル設計をやったらとまで書いてしまって、これは書き過ぎじゃないかと言われるかなと思ったんですが、かつて見学のためのファシリティなどという概念があまりなかったにもかかわらず、我が国の電力会社はそういう工夫をしたということも思い出しまして、こんなことを書いたら怒られるに違いないと思って書き込んだという、最後はやや舌足らずで口が滑っていますけれども、そういう修正をさせていただきました。

続いて、エネ庁の方から参考資料2の方について、よろしくお願いします。

(菅原課長) それでは、お手元の参考資料2、新計画策定会議(第26回)において委員よりご指摘のあった資料について説明したいと思います。

開いていただきまして、横になります、2ページ目をごらんいただきたいと思います。

この資料は、4月に国会の経済産業委員会において、電源特会のうち原子力広報に係る予算について、予算の見積りと執行実績に乖離があるのではないかというご指摘を受けまして、それについて精査したものでございます。

左肩の方に「項」と書いてありまして「電源立地対策費」とありますが、これは平成16年度の電源特会には16の予算の項がございまして、項の下に79の「目」がございまして、この目の「電源立地推進対策費」というのは79のうちの一つの目でございます。目の下に「目細」というのがございまして、これは特会全体で110ありまして、目細の中の幾つかあるテーマの中の個別の「原子力発電全国調整等委託費」という費目がございまして、その中の内訳の一つが原子力なんでも相談室、それと後ろの方にあります原子力ネットワーク事業ということで、予算の一番底辺といえますが、そのところの見積りについて、左側に、例えば15年度の予算見積書上どういう積算が行われていたのか、右側に、実績としてどういう支出が行われたのかという形で整理したものでございまして、原子力なんでも相談室事業について15年度、16年度、ネットワーク事業について同じく15年度、16年度について、両方の対照表を用意させていただきました。これは、国会に提出した資料でございます。

これについて、個別に説明する時間がございませんので、我々なりにこれについての反省、評価を行ったところ、幾つかの問題点を認識した次第でございます。

第1点目は、やはり予算参考書上の見積り、左側と右側の実績について、合っていない部分、乖離が見られる。具体的には、見積りに計上されているが、執行実績がないものがある。逆に、見積り上には何も書いていないのですが、執行実績のある費目がある。3番目に、見積りと執行実績の金額に大きな乖離のある。例えばネットワーク事業でございますが、15

年度の予算見積り上は3億4000万円計上してございましたが、実績は2億1000万円しかなかったというような問題でございます。1つは、この乖離の問題でございます。

2番目は、ネットワーク事業の方に特に多いのでございますが、IT関連事業などの個別の事業において、オーバースペックだったのではないかと、もしくはその単価が高額だったのではないかとという可能性があったというふうに認識しております。

3番目でございますが、これは両方とも社会経済生産性本部への委託事業として実施しておりますが、随意契約でございました。随意契約によって、複数年度にわたり契約先が固定化しているのではないかと。あわせて、その委託先において外注比率が高い事業がやはりあったのではないかと。

このような我々なりの評価、反省に立ちまして、お手元の資料の1ページ目にお戻りいただきたいんですが、中川大臣から、連休前でございましたけれども、18年度予算について5つの改善策を行えという指示をいただいております。

1点目が、電源特会の広報予算総額の圧縮でございます。これについては、18年度予算においては2割から3割、できれば3割をめどに予算総額を圧縮せよと。これは、その効果を減殺することなしに、より緊張感を持って効率的な広報予算執行に努めよという趣旨だと理解しております。

2番目でございますが、今説明したとおり、予算参考書上の見積りと実態との乖離、これを18年度予算については、可能な限り実績に合った予算要求を行って財政当局の査定を受けろという指示でございます。

3番目は、随意契約になるべく頼るなということで、原則企画競争によって、一番効率的・効果的な広報予算の執行を行うところを選定せよというところでございます。

4番目は外注比率でございますが、委託先の外注比率が高い事業については、資源エネルギー庁が団体を通さずに直接発注するというのを積極的に検討しろということでございます。

5番目は、IT予算のようにどうしても専門性が高くて、適正な単価がなかなか我々はわからないところがございます。こういうものについては、アドバイザリーチームをつくりまして、専門家のアドバイスを受けながら、より適切な効率的予算の執行に努めろということでございます。

これは、いずれにしても、18年度ではございますが、17年度はまだ始まったばかりでございまして、18年度を待つ必要性はないと考えておりまして、この予算の可能な限りの圧縮、それと企画競争の導入、外注比率の適正化、アドバイザリーチームの導入というところについては、17年度予算においても可能な限りの執行でこれを実現するという形で、現在準備をしているところでございます。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございました。

それでは、以上の説明を含めて、資料第2号を中心としてご審議をお願いいたします。
ご発言希望をいただいているのが、河瀬委員、吉岡委員です。それでは河瀬委員からどうぞ。
(河瀬委員) よろしく願います。

今回、私は初めてなんですけれども、発言メモを出させていただきました。いつも、わけのわからぬことばかり言っておりますので、文章にびしっとまとめておけば、皆さん方にも理解いただけるかなと思います。

大体いつも言っていることを、箇条書きにしてまとめました。立地自治体の思い、国民理解とエネルギー教育、広報、今ほど説明もございましたけれども、予算というのは、これは私ども自治体も同じでありますけれども、適正な予算を適正に使うのは、これはもうごく当たり前のことでありまして、なかなか私ども地方になりますと、もうとてもじゃないですけど、1円の予算もはつきりしなくてはならぬものでありますから、今日も朝のテレビを見ておりましたら、何々省で3月に何か予算をどんと使うというようなことで、ソファァが変わったとか何とかと出ていましたけれども、そんなことは私ども地方自治体にとってはとても考えられないことでありますが、テレビの番組は一部を誇張していいしますので、極端なことだなというふうになんか感じましたが、ぜひ予算につきましては、立地自治体にとりましてもありがたい形で使っていただけると一番いい。

そういう中で、今回、2. 論点の整理(案)暫定版ということで書かせていただきましたけれども、これは暫定版を見て書いたものであります。今回のものは先ほど説明がありましたとおり、(指摘の点を)追加していただいたということで大変ありがたく思っております。やはり、現長計の中にも書いてございまして、私はいい表現だということで前回発言させていただきました、入れていただきましてありがとうございました。

それで、今日ちょっと1点だけ言いたいのは、今後の取組の基本的な考え方の第1パラグラフにありまして、「各地域においては」云々ということでございますけれども、今、地方自治体というのは全ての自治体が、原子力発電所があろうがなかろうが、いろいろなことを一つの特徴と位置づけて、それぞれの地域が大変な努力をしております。特徴を持ってまちづくりをやろうということでやっておりますので、私どもというのは、やはり原子力発電所という特殊な国策に協力させていただいているものがあるということでありますので、ここに文章で書かせていただいたとおり、やはり原子力発電所があるということをもって、特別に構築しなければならないものは何かということを言及してほしいということで書かせていただいたところでございます。

そのほか、いろいろ書いてございますし、また参考資料として、ついせんだって全原協の総会を行いました。委員長はじめ先生方にも来ていただきまして、ありがとうございました。

そこでいつも要望しております点を、参考資料としてつけさせていただきましたので、またごらんいただければ大変ありがたいというふうに思っております。

そこで、三法交付金についても、やはりいろいろ縛りもございまして、いろいろ改善はしていただいております。また、今回も「常に見直しをしていく」という文章も入っておりますが、ぜひこういうことをまた、今日、エネ庁初め関係の皆さん方もお越しいただいておりますので、強く要望していきたいというふうに思います。

あとは、もう書いてございますので省略いたします。よろしくお願いいたします。

(近藤委員長) ありがとうございます。

次は、吉岡委員。

(吉岡委員) ありがとうございます。

まず、忘れないうちに、原子力なんでも相談室の資料について、1件だけお聞きしたいことがあります。それは例えば2ページを見ていただきますと、人件費が予算の3分の1なんですけれども、決算の3分の2を占めている。これが複数の年度にわたっている。単価が1日5万円というのも、市民のセンスで見ると、これもちょっと気になる数字なんですけれども、なぜこのような事態が生じているのか、わかっていたのに繰り返すというのは一体何なのだろうという点を、1点お聞きしたいと思います。

本論に入りまして、私のメモの12から13ページですけれども、なるべく簡単に言いたいんですが、やはりこの「論点の整理(案)」の枠組み全体が、札束とリスクコミュニケーションで自己完結するというような理屈の組み方です。札束自体が非常に強いコミュニケーションの手段であるわけです。しかし、実際には原子力事業に付随して、国民や地域住民は多種多様なコストやリスクを背負う。安全上のリスクやコストはもちろんですけれども、財務上のコストやリスクですとか、社会生活上のコストやリスクを背負います。後者は関係地域住民にとっては非常に重大であるわけなんですけれども、それら全てを含めて合意をとるというような構成になぜできないのだろうか。そこが、「ハードコア」という書き方をした理由です。そういう総合的な協議の枠組みをとらないで札束とリスクコミュニケーション、昔はパブリック・アクセプタンスと言われていましたけれども、それでいいという枠組みでは、これでは信用してもらえないんじゃないのだろうかということです。ここは、やはり抜本的に考え直した方がいいのではないかとというのが1点目であります。

それと、個別の論点について、次のページをめくっていただいて3-5に一遍に飛びますけれども、気になった点が4点と書いていますけれども、実はもう1点あります。

第1点は、電源三法というのは、火力や水力に比べてですけれども、原子力を特別に優遇する仕組みであります。しかし、なぜ原子力の立地について税金で払わなきゃいけないのかの正当な理由が私はないと思っています。私は廃止論ですけれども、ぜひそういう観点から、

もう一度電源三法のあり方について検討されてはどうかと思います。

2 番目ですけれども、マスメディアが「意見分布も含めて」情報発信せよというようなことを3ページの1 - 4)に書いてあるんですけれども、これは書き過ぎじゃないだろうか。前はすでに複数回発言していたので、これ以上は言うまいと自粛していたんですけれども「意見分布も含めて」というのは大変難しい話であって、質問の仕方を変えれば意見分布がガラッと変わってくる。それほど微妙な性格のものであり、そこまでマスメディアに要求するというのはよくわからない話であるということです。

3 番目ですけれども、核物質防護について、4 ページの一番後ろですけれども、非公開にすることについてはそれが有益であることを説明することが望ましいと書かれていますけれども、非公開というのはごく例外的な場合にのみ行うものだということを指摘されてはどうか、あまりに何でも恣意的な判断により非公開にされるというのはよくないと思います。

4 番目ですけれども、これは「論点の整理(案)」には全然書かれてないことですが、原子力政策及び事業に対する外部評価、第三者評価の重要性と、それに十分な支援、活用措置を講ずることの必要性ということをぜひお書きになった方がいいんじゃないかと。つまり原子力関係者の観点だけではなくて、それを外部からチェックするという、そういう機能も組み込むことによって、より信頼性が高まるというふうに思います。国際評価ですとかNGO、NPOによる評価というのを併用するというのが、具体的には書かれていいんじゃないか。

5 番目、最後ですけれども、地域社会及び国民の自己決定、自己責任を尊重するというようなことが、どうも非常にあいまいになっているように思います。例えば、住民投票ですとか国民投票ですとか、そういうものについてどういう姿勢をとるのかということについても検討の上、加筆が必要なのではないかと思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

橋本委員。

(橋本委員) 前回欠席させていただきましたので、ちょっと初めてこれを見させてもらったので、少し申し上げたいと思いますけれども、まず2ページ目を見ると、広聴広報活動とあるんですけれども、何となくここに書いてあるのは情報公開、相互理解、リスクコミュニケーションなど、原子力が全部悪いようにとらえて書いていることだけなんです。ですから、普通の広報、例えば本県の原子力協議会なんかでは原子力施設がどういう状況ですよというのはいろいろ広報するわけですね。そういう広報をやっていくとか、あるいは人材の育成の方では研究者の話が大分出ているんですけれども、例えばJ-PARCなどは本県でつくられていますけれども、医学面その他への大変な貢献がこれから期待されるわけですので、

そういった点で電力以外にも大変原子力が役に立っているというようなことの広報なども含めてやっていく必要があるんじゃないかなという気がいたします。

それから、あと相互理解という意味では、地元の立場から言いますと、原子力安全協定というものが大変大きな役割を果たしていますので、こういったことについて、信頼をこれからも確保していくためにも、ぜひそういったことを少し載せておいてもらう必要があるんじゃないかと思います。

それから、あと、この情報公開という関係で言えば、通常一番やっているのは、我々が行っている放射線監視結果の公表なんですね。そういったことが全然ここに出てきてないんですね。そういう面も含めて、原子力を悪いという格好でまずとらえて、一生懸命それに弁明するというトーンじゃない格好の広報もぜひやっていく必要があるんじゃないかと思います。

それから、最後のページで「リスクコミュニケーション能力を有する人材を計画的に育成」と書いてあるんですけども、これは「専門家と国民」とありますけれども、ここに実は専門家とマスコミとの間の相互理解が特に大切なんですね。マスコミの方々は、なかなか「何ミリシーベルト」と言われてもわからないとか、通常の放射線レベルと比べてこのぐらいですよというのを説明しなくちゃいかんとか、いろいろな問題があるわけですので、国民に広く知らせてもらうには、マスコミというものをここにぜひ入れておいていただいたらいんじゃないかなという気がいたします。

それから、もう1点は「立地から時間が経った現在において」と書いてありますけれども、これからの地方自治体における問題点として、本県などは比較的工業地域の中ですからいいんですけども、そういうところじゃないところにとっては、原子炉がこれから廃炉になってきますね。廃炉になってきたときにどうするのかということが原子力発電所と社会との共生という意味で大変大きな課題になってまいります。そういったことについて、電源三法交付金を自由化するぐらいで対応できるのかどうかも含めて、今後の立地を促すためにも、廃炉になった後にもこういうことがありますよということをやっていかないと、今後の立地も進まないんじゃないかなといった感じがいたします。

とりあえず以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

渡辺委員。

(渡辺委員) ありがとうございます。

2点、意見を述べたいと思います。

まず、1点目なんですが、経済性や健全なコスト意識の視点が原子力の国民社会との共生には重要であるという点についてです。

この策定会議では、初めて核燃料サイクルの経済性評価を行いました。このような視点

が今までの原子力政策には欠けていたと思います。安全性を無視した経済性や効率性はもちろん論外ですが、国民の信頼性を確保するには経済性や費用対効果が十分検討されて明確であることが必要だと思います。経済性については、何度もこの策定会議で強調させていただいておりますが、原子力エネルギーの利用や研究開発などにおいても経済性や効率性をきちんと追求して、そのことを広く情報公開することが国民の理解にとって大切だと思います。国民社会との共生を図るために、経済性や効率性の視点をきちんと入れる必要があると思います。

それから、前回事例として資源エネルギー庁の原子力広報予算について触れましたが、国民の多くが原子力広報自体に不信を強めたという点でもっと反省が必要だと思います。一方、前回の会議で原子力委員会としては、広報予算が不足しているというふうなお話が出ていましたが、行政改革や財政再建が重要な課題となっている状況のもとでは、政府全体の原子力広報予算のあり方を見直すことが必要なのではないかと思います。

それから、2点目についてですが、立地地域との共生についてです。

前回、このテーマにおいても原子力防災を取り上げるべきであると指摘いたしましたが、今回の資料では触れられていません。安全性確保のところで触れるだけでなく、リスクを前提にしたリスクコミュニケーションの中でも取り上げる必要があると思います。原子力防災については、立地地域とのコミュニケーションの課題としてぜひ触れていただく内容ではないかと思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

勝俣委員。

(勝俣委員) 2ページ目の広報広聴のところでございますけれども、基本的に情報を全面的に出していくということは、やはり評価されるものだということで受けとめていますが、この真ん中の「しかし」以下のところを見ると、何となく否定的なニュアンスがある。この「しかし」の前のところにある情報公開は一層拡大してきており、このような全面的な情報公開は高く評価されている。「誤解が生じるなどの課題が生じている」というのはちょっと強いので、「誤解が生じるおそれなしとしないという意見もある」ぐらいが穏当なところじゃないかと考えております。

以上です。

(近藤委員長) わかりました。

私が好きな使い方をすると何を言っているかわからないといつも怒られているんですけども、ありがとうございました。

末永委員。

(末永委員) ありがとうございます。

前回欠席でしたので、ちょっとどういう議論があったかわからないので、且つまた昨日の夕方ようやくこの暫定版を受け取りまして、ざっと見てただけですので、やや印象的な意見になるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

先ほど橋本委員もおっしゃいましたけれども、私もこれを拝見したときに、一つは原子力というものは悪者なのかというトーンがどうもにじみ出ているような気がしてなりません。これならば、いつまでたっても原子力に携わる、向かいに勝俣社長がいらっしゃるから言うわけじゃないんですが、いつまでたっても原子力政策、原子力を事業として展開していくときに、いつも何となく地域住民におもねるといいますか、地域に遠慮しながらという感じがいつまでもぬぐい切れないんじゃないかというふうな、非常に短絡的かもしれませんが、印象を持ちました。

それから、もう一つここで学習機会の整備、充実というふうなことで書かれておりますが、学習って何かというと、これは実はそういう機会が与えられたら、そこに積極的に飛び込んでみずから学習することなんですね。ところがここでは住民のことが出てないわけです。つまり学習機会を幾ら整備しても、そこに住民が積極的に参加してきて、正しい知識なり正しい経験なり、あるいはまさにそれは原子力やエネルギーに関してですが、そういったものを獲得していくというふうな観点がどうも抜けているんじゃないか。つまり簡単に言いますと、こういう機会や何かを充実した場合に、当然ながら住民の人々も積極的に参加して、原子力やエネルギーに関する正しい知識等々を獲得していくことが望ましいぐらいの書き方をやはり私は入れるべきじゃないかというふうに思っております。

したがって、実は盛んにここに立地地域との共生とありますが、住民がそういう正しい知識や理解を持つことによって、実はこれは私の好きな言葉ですが、持続的な発展を地域が目指すときに非常に大きな力になり得るんだと。その点はきちっと押さえておくべきだろうと思いますので、要は学習機会等々の充実、整備だけでなく、住民がどのような意識のもとにおいて積極的に参加していただくということを少し書き入れていただきたいという気がしました。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

井川委員。

(井川委員) まず、今日の資源エネルギー庁の方からご報告いただいたこの内容を見ていて、実はこの疑惑というか何というか、これはうちの新聞がワァワァ書き始めたといういきさつもあって、私自身が調べたわけじゃないんですが、今これを見ていてあまりにもひどいなという感じがしました。やっぱりこんなことをやっているんだというのが実感でし

た。あまりにも効果がなくて、しかもこれは目茶苦茶なんですよね。情報収集費で1000万円も毎年、毎年かけてこれは何をやってるんだ。多分大名旅行でもしているんだろうというぐらいしか考えられないというような目茶苦茶な話だし、Q A回答書、これは毎年同じ額を計上しているんですね。しかも毎年違う質問がジャカジャカ来るとはとても思えない、ばかばかしい、こんなものは多分3年も4年も前から同じことを毎年、毎年計上しているんでしょう。だから、こんなものを役所がやっているということ自体が不信の費用のあらわれで、河瀬さんのところは幸い一切そういうことはないらしいんですが、僕は今まで取材してきた町村から国まで至って、何らかの問題がないところは今までなかったです。僕は河瀬さんの自治体を直接取材させていただいたことはないんですが、少なくともこういう広報費の費用対効果というのを幾ら何でも考えなきゃいかんと。

河瀬さんのところは僕よく知らないんですけども、この間美浜の事故の後、現場でけがした人を運ぶのに時間がかかるということで、今度は何か国の方で敦賀半島にでっかいトンネルをつくって、より速くするということで、また費用をかけていろいろやられるようです。つまり地域との共生の中では相当金がかかるということがあって、これは評価なり、あるいは厳しい議論なりをしないでやってきたという感じが僕はしないではないわけですね。

それで、前回申し上げて、これは、一切改定版では無視されちゃったけれども、少なくとも地域との共生を考える上では、やはりおもねるとか何とかとさっきいろいろお話がありましたけれども、原子力自体がいろいろ課題があるのは間違いないので、あまりいいことばかりバカみたいに書くのもいささかかえって不信感を招くので、それは問題点は書いた方がいいんだけど、しかしながら安全と安定な運転、あるいはその運営というのを前提してくれというのを共生の中に入れないと、こういったむちゃくちゃな予算措置状態というのは、恐らくこれは釈迦利器になって全部情報公開をやって、予算を全部見ればおかしい話は多分幾らでもあるんです。こんなことを言ったら証拠もないのと言われるかもしれないけれども、かなりむだがあると思う。それをあえてむだの中でみんな生きてきているというところもあるから、そこまで細かいことは言う気はないけれども、おかしいことはいっぱいあるだろうし、国民みんなで考えてみたら、何でそこまでというところの議論も恐らくあるだろう、そこら辺まで厳しく評価しなきゃいけないので、そこら辺の前回も申し上げたような改定はしてほしいなということを思いました。

それから、もう一つ前回も申し上げた教育の件で、これは内山先生が反論されて、充実してほしいということをおっしゃったけれども、これはむしろミニマムセットを考えるべきで、教えるべきこと、これだけは知っておいてもらわなきゃということを教えるべきで、充実という何ででもかんでも盛り込んで、結局訳がわからないということになるわけですね。それで、こういう予算がまた出てくるわけですよ。多分充実のために教育予算をいっぱいつくろ

うというので、毎年、毎年意味不明な予算がバカスカ、バカスカ計上されるということになるので、これはミニマムセット、これだけは覚えておけと。要するに、小学校で言えば足し算、引き算ぐらいできないと話にならないぞという部分を教えるのが一番重要じゃないかという気がします。

それで、この中で最大の問題点を何で伴さんがおっしゃらないのか、僕は理解に苦しむんだけど、N G Oの役割というのが全然入ってないんですね。国と自治体と事業者だけなんです。多分、一般の国民の方に理解していただくというN G Oの役割というのは非常に重要なだろうと、これは伴さんのように常に批判的にごらんになっている組織もあるだろうけれども、N G Oの役割というのは非常に重要で、むしろそういうところが効率的だし、ボランティアにやってくれたり、あるいは国民のニーズというのを非常に理解されたりしているという意味でも、N G Oの役割が全く入ってない。これはどうしたことが。これはもう少し何とかした方がいいなという感じがします。

（近藤委員長） 6ページの最初の丸は非営利組織とかN G Oのつもりで書いたんですけど、N G Oと書いた方がよかったですか。

（井川委員） もう少し具体的に入れないとわからないですね。

それで、僕はこの会をちょっと何度か個人的には批判したことがあるんですけど、何人かの方で地元や業界の陳情の場になる可能性もあるので、僕はちょっとそこは嫌だなというので控えていたんですけど、これはマスコミのことがいろいろ言われているので、ちょっとここは放っておくとずっと黙っていたのかと。それで、今、橋本知事からマスコミは無知だというようなことを言われて、確かに私も知らないことはいっぱいありまして、恐らく橋本知事も知らないことはいっぱいある。マスコミというのは、実は公務員と違って、おれはマスコミだとなればマスコミなんです。おれは一回どこかの新聞や雑誌に書いたことがあるといえば、10年前に書こうがおれはマスコミの一員だと言えばマスコミの一員だし、それから今ブログというのがありまして、あんなものを使えば明日から自分はマスコミだと言えるわけですね、世界に発信しているんだと。

そうすると、どこまでがマスコミなのか、よくわからないんですけど、この中に書いてあることで一番けしからんのが3ページで、何を言いたいかというと、これはだれが言っているのか知らないですけど、「マスメディアが考え、判断するのに必要な素材、要素を的確に提供するように取り組んでいる」と書いてあるのは、まるでこれは的確じゃない報道をした場合はマスコミが悪い、世間が悪い、おれたちは正しい情報を提供しているんだと、こういう何かすごい傲慢な感じがしまして、これを見るとおい、本当かよという感じが僕は正直言ってするわけですね。

実際問題として、皆さん本当にそういうのをされているのか。伴さんなんかは多分この辺

は僕と意見が一致するでしょうけれども、情報が的確に提供されていないということでの点は多々ご不満はおありだろうし、自治体の方から見ても多分あるから……。

（近藤委員長） そろそろ終結していただけますか。

（井川委員） すみません、今日は業界のことなので言わせていただきますが、少なくともこの部分は傲慢ですし、ぜひやめていただいて、むしろマスメディアのことを書くというよりも、むしろいろいろな意味で教育、あるいはN G Oのこと、そういったことを幅を広げて考えた方がいいように思います。

それから、意見分布というのは、これは吉岡先生と全く同じで、この世論調査でも毎年やれということと責任かということになっちゃうので、ちょっとこれもやめていただければありがたいということで、今日は業界の片隅にいる者として申し上げさせていただきました。

（近藤委員長） ありがとうございます。

佐々木委員。

（佐々木委員） 2つ申し上げます。

1つは、資料の2の「国民社会との共生の問題」、これは前回も申し上げましたので簡単に申し上げますが、4ページから5ページあたりにかけてのところですが、今後どうあるべきかと。特に情報公開絡みのことで、特に私は前回「参加」のことを申し上げたのですが、やはり気になるのは、1つは現行の長計に比べて参加ということについて、どちらかという今回のこのペーパーは、私は弱いというふうに感じているのですね。というのは、現行の長計では「情報公開」の問題と「参加」の問題、要するに「政策決定過程に対する国民の参加」、これは別建てなのですね。別個に扱われている。ところが今回のこのまとめのところでは、「情報公開」の中に、例えば5ページの上から4行目ぐらいの丸印のところを見たらわかりますが、「情報公開」の中に「参加」の問題が組み込まれている。ですから、どちらかという弱いというふうに私は考えています。ところが、大きなグローバルな流れで見ると、既に情報公開よりもむしろ国民の「参加」とか消費者の参加とか、そちらの方にウェートは流れていきつつあると思うのですよ。ですから、ちょっとこの辺について私はやや不満があります。

それから、もう一つ前回私の発言に対して、木元委員が現行の長計で宿題とされた「参加」の問題は今日かなりクリアされていると、実際すでにやっているのでは...というようなご発言があったというふうに私はお伺いしました。前回時間がなかったので申し上げなかったのですが、やはりこれは「参加」ということの、（リスクコミュニケーションの定義がここにありましたが、それと同じように）国民の「参加」ということの定義が必要だと思うのですよ。つまり、木元委員がお考えの「参加」と私の考えている「参加」は意味が違うのですよ。ですから、基本的には「十分いろいろな機会がつけられている、やられているよ」と

言われたのに対し、私は私の考えている参加と違いますから、「これまでほとんど行われていない」と、「これからもっともっと行われるべきだ」というふうに考えていますから、その辺がちょっと違う。そうすると、現行の長計にもはっきり書いていないのでお願いなのですが、「参加」の定義、これも新しい長計には、できればきちんと書いてもらった方がいいなど。

以上、これが資料の2について。

それから、ついでに申し上げますが、今日のこの資料ですが、「特会」の特に広報事業について国会でいろいろ議論が出て、それに対して中川大臣がこういうような改善策を打ち出したと、こういうのですが、特に中身をいろいろここに添えてある2ページ以降の細かい表、これを見るとやはりいろいろ問題があるなど。井川委員がおっしゃったようなことだと思うのですが、井川委員がおっしゃらなかったことで私は一言申し上げたいのは、この中川大臣がおっしゃっている改善策の5番目、「いろいろ有識者からなるアドバイザリーチームというものを導入したい」と、こう言っているわけですが、私は果たしてこういうものが有効に機能するのかどうかと非常に疑問に思いますね。

というのは、どちらかというと、これは身内の話でしょう。ですから、こういう問題は予算が適切に執行されているかどうかということは、チェック機能というのは外部にあった方がいいと思うのですね。ですから、内部にこういうチームをつくって云々ということよりも、外部でチェックすべきだというふうに思いますね。

あわせてちょっとお尋ねしたいのは、原子力委員会はこの問題について言えば、こういう問題についてのチェック機能というか、どういう立場に立っているのでしょうか、これはお尋ねです。

以上。

(近藤委員長) 中西委員。

(中西委員) ありがとうございます。

先ほどの橋本委員のお話と少し関連してこの資料についてコメントさせていただきたいのですが、なぜ原子力に対して敵対物のようなまた悪者のような印象を与えてしまうかといいますと、原子力を特殊化してしまっているためだと思います。私たちはエネルギー政策に何を採用するかということをずっと検討し、リスク論も考え合わせ、日本はその政策の一つとしてエネルギーを採用したわけです。つまり原子力がいい、悪いという議論ではなく、原子力をエネルギー政策の一つとして採用したということです。エネルギー源はほかにもあるわけですし、何も原子力だけを特殊化する必要は全くないと思います。特殊化するのでいつも敵対感覚がまず出てきてしまいます。またこういう敵対的なものを受け入れるので、受け入れられる地域には財政支援額が多くなるべきだというおかしな議論もでてきてしまいます。あく

までも原子力は色々なエネルギー源を加味した上でのエネルギー政策の一つだというスタンスが大切だと思います。

まず、原子力ありきではなく、エネルギー政策のための原子力なのですが、原子力のためのエネルギー政策を論議するような印象を与えることはいけないと思います。この点をきちっと教育や広報に入れていって欲しいと思います。

それから、安全についてですが、あまりに安全ですよという点を強調することはかえって危険ですよというスタンスに立っていることを示す面があると思います。ですから、ほかのエネルギー源と比較して原子力にはこういうメリットがあるとか、もっといろいろなことを含めて安全についても議論してほしいと思います。

以上です。

（近藤委員長） ありがとうございます。

伴委員。

（伴委員） 幾つかあるんですけども、政策決定過程の国民の参加という点では、佐々木委員が強調された国民参加ということについて、私は政策決定への国民の参加というのがきちっと書き込まれるべきではないかという印象を持っています。

以前の研究開発のときにその辺の話をさせていただいたと思うんですけども、そしてそれと2点ほど具体的な事例を挙げて、本当にここに書かれているようなことが行われているのだろうかという疑問符が自分にはありますので、それを具体例を挙げたいと思うんです。

1つはこれは福島県の生活環境部原子力安全グループというところがホームページで公開しているもので、1月と4月に情報提供があったということで、その内容というのはホームページに出されているので、細かいところは見ていただきたいんですけども、要するに定検等に携わる作業員がいなくなって、技術低下につながっているのではないかというふうなこと、それから4月には定検が短いと、工期的には無理なので、安全第一とうたっているのとは異なるのではないかと、作業員の過労による何か大きな人災なり事故が起きそうな感じだと、もう少し工期が長ければ十分に対応できるんだけれどもというふうなことが寄せられている。これは電力の自由化が進む中で、ほかにもいろいろと私は聞いているところです。

そうすると、安全のあり方、安全確保、不断の取組、努力というふうになっているんですけども、なかなかこの実態が伴っているんだろうかと、事故が起きてしまっただめなわけですから、取り返しがつかないことになるわけなので、ぜひともその辺に十分注意を払うようにしていただきたいなというふうに思います。

2点目は、これは地域との共生とも絡んでくるのかもしれませんが、核燃機構のことなんですけれども、ウラン残土の話ですが、最高裁でこれは核燃機構側が敗訴が決定していて、撤去命令が出ているわけですね。それに従っていないと。5月20日の時点で既に5325

万円ほどの要するに制裁金が科せられることになっていると。これは毎日、毎日増えていっているわけですね。7月には1億円を超える。来年3月ぐらいには2億円も超えているという、この状態をいつまでも放っておいてよいのだろうか。これは国及び核燃機構はぜひとも積極的に解決する努力をして欲しいというふうに思います。そういう具体例が伴っていないと、なかなか共生等にもつながっていかないのかなというふうに考えました。

それから、3点目ですけれども、これは地域との共生のところなんですけれども、電源三法交付金が本当に必要なのか、大分状況も変わってきて、必要でないという吉岡委員の意見に僕も賛成なんですけれども、ところが実態はどんどん、どんどん交付に融通を効かせるようになってきているわけですね。そして、今度はむつ市で中間貯蔵の話が出たときに、これにも見なし交付金というんでしょうか、「見なし出力」分を上乗せして交付金を付けましようというふうな拡大策になってきていると。

ですから、この中の4ページのところでは、「自助と自立を基本方針にそれぞれの地域特性や住民ニーズを踏まえて」と、こういうふうに一応書いてあるんですね。でも、なかなか現実的には交付金に依存をするというのか、むつ市では交付金は麻薬ではないかというようなことを認めた市の職員が更迭されてしまいましたけれども、そういう依存性がある。せっかく自立と自助というのが書かれているわけで、これを今後の取組の基本的な考え方というところ、つまり6ページの方にはその言葉が抜けているんです。依存関係をずっと続けるのはいろいろな意味でよくないと思いますので、6ページの方にもこの自助、自立という言葉を引きちと加えて欲しいというふうに思います。

4点目は井川委員の言われたメディアのことなんですけれども、私は5ページの方で問題にしたかったことがあるんですけれども、ここではメディアによる不正確な情報が発信された場合はそれを正すことが重要と、正確というのは一体だれが判断をするのかという問題があると思うんですね。私は脱原発を主張している、その立場で物を見ている。原子力を推進という立場で物を見ている人は同じ内容を見ている、正確さの定義が違いうだろうから、また違った結論になってくる。そうすると、それを正すと簡単に書いてあるんですけれども、果たしてそれはだれがするんでしょうか。ちまたには、非常に細かい揚げ足取りのようなことを取り上げて、この報道は正確さに欠けるといってマスメディアの方にいっぱい質問状を出しているような動きがあるわけで、こちら辺はもうちょっと書き方を工夫しないとおかしいんじゃないかなというふうに思います。

それから、参考資料の見積り、実態と乖離の是正と、これは全部チェックされたんだろうかというふうに考えています。

例えば、ここに出ている具体例で言う社会経済生産性本部なんですけれども、この団体に経済産業省からエネルギーに関する理解広報事業委託費としては、実に16億1200万円

支出されているわけですね。ここに出ているのは6億か7億円ぐらい、ほかの部分についてきちっと精査されているのでしょうか。

ほかにも電源地域振興センター問題というのは読売が取り上げていて、ここには入っていないんですけども、そういったほかのところも含めて全部チェックを入れ、かつ実態との乖離の是正を行うようにしているのか、これは質問なんですけれども、聞かせていただければと思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

住田委員。

(住田委員) 情報公開と説明責任の関係で一言だけ申し上げます。

この1ページ目の、初めのところ、総論的に真ん中あたりに情報公開がされ、それに対して説明責任を果たしていくことが重要であるとあります。ここで書かれていることはそのとおりなんですけれども、この説明責任の説明として、「関係者が一方的に説明するだけでは説明責任を果たしたことはない」という、この書き方を見ると、説明責任というのは、一つのことに對してだれか説明者が出てきてお話をすることが説明責任であるかのように見受けられ、ちょっと引っかかっております。

もちろん説明責任はそのような狭義の概念もありますが、一般的には民主主義国家において、専門家、国も専門家の中に入るとは思いますけれども、国民に対して意思決定をする上において、必要な専門的なものをかみ砕いて理解していただくようにすることが大きい意味での説明責任だろうと。非常にラフな言い方をいたしましたけれども、ですから、単に情報公開をするのではなくて、その情報がどのようなものであるかということも含めて説明する責任があるという上でのものだろうというふうに考えているわけです。

そうすると、2.の2ページ以下で情報公開を書くときには、その説明責任の考え方を裏づけとして入れておかなくてはならないという感じがします。例えば(1)1-1)情報公開のところでは、政策決定プロセスに関しては行政手続法によってその透明性の確保が要請されておりということですが、よく見えるというだけではなく、また、公開するというだけでなく、その上で説明責任を果たすということが必要であろうと考えます。

次に、ちょっとその前のパラグラフの国会で法律改正が決まったテロとの関係なんですけど、「これに対しては、透明性の確保や情報公開の原則と相反するとの指摘もある」とあります。しかし、このような反対意見があるのは当然だと思いますが、情報公開の原則すら除外理由として幾つも挙げられていまして、その中に外交とか、防衛の問題とか、ましてやテロの脅威に対して公開しないというのは、当たり前のことです。ここでこのようなものを挙げる必要は逆はない。情報公開について理解がないことをあらわすもののような気がします。その

かわりに、きちっとした説明責任を果たすということさえあれば、それで十分ではないかと考えます。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

山名委員。

(山名委員) ありがとうございます。

国民との双方向のコミュニケーションについてなんですが、前回よりも非常にわかりよくなっていると思います。ただし、ここに出てくる関係機関というのがたくさんあるわけです。国ですとか研究開発機関とか事業者とかいろいろありまして、先ほど議論に出てきた中身だけ見ても、事業者があり、開発研究機関があり、国の中でも規制側と推進側とあるでしょう。それから、内閣府がある。地方自治体がある。それから、先ほどN G Oがある。それから、我々のような中間的にいるような大学の人間みたいなものもあります。最後にマスコミというのがどんとある。そうすると、国民から見ると相手が8つぐらいあるんですね。双方向のコミュニケーションをするときに、だれの何を聞けばいいんだということになってきまして、最後はテレビの画面でも見て信用するかなんて落ちになるんですよ。

それで、大事なのは、こうしてそれぞれの部隊が国民ときちんと双方向のコミュニケーションをとりなさいということが書いてあってとてもいいんですが、本当の国民のいろいろな意見は一体どこでだれがどう、統合というのはちょっと変な話でよくないんですが、どう認識しているのかという当事者間の情報流通のようなものが本来あってしかるべき。本当はそういう全体意見をまとめてこうだよというふうによくまとめる方があるといいんですが、今出てきた8つの部隊はだれがまとめているかよくわからないし、それぞれが集めた意見が違ふということも多々出てきますよね。伴さんが意見を集めると、反対の意見が80%とか、そういうことになるんですよ。それはそれでよろしいんですよ。やはりそれぞれの部隊全体が国民の意見をどう捉えているかということを経営的に評価するような情報の横の流通、そういうようなことが望まれるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

希望はいいんですけども、この紙をこう直せという提案でないとなかなか、夢を語られても困っちゃうなという感じがしますが。

失礼いたしました。岡本委員。

(岡本委員) ありがとうございます。

私はこの作業部会に座ってから、国というのは原子力について掛け声は勇ましいけれども、実際には冷たいんだなということをつくづくと思うんですが、立地地域との共生というのは、

要するに基本的に国は何もやらないよということだけを書いてあるわけですね。やるのは事業者とか大学機関とか、橋本委員がよくお怒りにならないと思うぐらい国は何もやらない。

安全保障でも似たようなところがありまして、例えば米軍基地というのはどこも嫌がる施設でありますけれども、それが沖縄県、あと神奈川県、長崎県とか、ほんのわずかな自治体のいわば負担の上に成り立っておるわけでございますね。原発だって、基本的には吉岡委員がまさにお書きになっているように、社会的なコストを地域住民が強いられているような、私はある意味迷惑施設であって、しかし国全体のためには必要だと、それに対して国が何もやらないよと、電源三法の交付金を少し運用を柔軟化してやるからありがたいと思えと、こういう感じですよ。安全保障の場合には基地交付金が出ますし、電源三法の場合は知りませんけれども、それが直接に市町村の行政経費として使われるわけでございますね。

それだけではなくて、例えば沖縄の場合であれば、沖縄の地域振興のための特別立法がありますけれども、それとは別に、基地を受け入れている市町村に対してだけ地方交付税の傾斜配分ということをやっているとして、全国の交付金を少しずつ削って、そして沖縄に厚く渡しているわけでございますね。それは、国民等しくそういった地域住民の犠牲ということを我々は評価し、少しでもその負担にせめて財政的にこたえようという思想であるわけですね。そういった国からの温かい姿勢というのは全くない書きぶりです。私はこれはどこかに原子力発電というのは地域住民の負担の上に初めて成立しているとか、そういうことを書いたらどうかと思いますし、それから国は立地する自治体の振興に十分意を用いるべきであるとか、国としても支援していくことが望ましいとか、何か少し国の温かい姿勢を書くべきじゃないでしょうか、それを強く思いました。

（近藤委員長） ありがとうございます。

木元委員。

（木元委員） 佐々木委員、ありがとうございます。

そこでちょっと、おっしゃっていることの構想といいますか、その形が私どもの考えているのと違うとおっしゃったので伺いたいのですが、たしか前回の長計の文言を引用されて宿題だとおっしゃった。そこで繰り返しになりますが、前回の長計を踏まえて今回は政策策定のプロセスにいかん国民の意見を反映させるかという形の一つとして、原子力委員会では円卓会議から延長して市民参加懇談会を立ち上げました。コアメンバーに吉岡さんも入っているらしいですし、その都度いろいろなご意見の方にご参画いただいて、一般市民に公開して参加していただいているという会議なんですね。

そのことをご説明を申し上げました。前回に佐々木委員がおっしゃったのは、イギリス、オーストラリア、アメリカ、その他の公共料金関連事業分野、電気通信とか、そういう面における消費者参加機構というのとはちょっと違っているとおっしゃったのですが、そののと

ころの詳細は伺っていなかったような気がしますので、それはこのペーパーで言いますと3ページの2つ目のパラグラフのところになるんですけれども、そこで言っていることにどういうふうには書き込んだらよろしいとお考えなのか、ちょっと伺わせていただきたいんですけれども、何か質問になって申しわけないんですが。

(近藤委員長) 一言だけで、皆さん随分今日はしゃべり過ぎておるから。

(木元委員) 何か市民参加の定義が違うとおっしゃったので、恐れ入ります。

(佐々木委員) ありがとうございます。

今、木元さんがおっしゃったように、現行の長計云々というのは、これは5月12日の資料第2号に現行の長計の話があって、ここの5ページのところですね。どう書いてあるかというと、原子力政策に反映していく観点から、原子力政策円卓会議に続く「新たな意見集約の場のあり方を検討する」ということが書いてあるわけですよ。これが私が「宿題」だと申したものです。これに対して、前回の終わりの方で木元委員がこれについてはかなりいろいろな、この「懇談会」とか「地域会議」とか、いろいろ既に実施されているよというふうにおっしゃったと思うのですね。それに対して、私が考えている「参加」の意味からすると、必ずしもそうは言えないのではと申したわけです。

私が「参加」と言っているのはそういう意味でなくて、いわゆる「消費者参加機構」というもので、例えば、イギリスのかつて早くは国有化産業にほとんど戦後法律でつくられているものなのですよ。「消費者参加機構」というのは、間接的な参加、いわゆる協議会方式みたいなものなんですけれども、それはある一定のメンバーからなる一つのNPOに近いんですけれども、しかしちゃんと国で法律で決められている。運営についても税金が投入されます。通常は例えば原子力に絡めて言えば電気なら電気、その電気事業についてずっと継続的に経営のあり方とか、いろいろ関心を持って研究しているわけです。

それで、そのトップ「長」が電気事業の理事長と定期的に出会う機会まであるのですね。もちろんそれは一種の諮問機関みたいなものですから、消費者参加機構の方の意見が全てもちろん政策に反映されるわけではありませんけれども、しかし、そういうものが一応制度としてつくられているわけですね。ところが、そういうようなものは我が国においてはほとんど公共料金関連事業分野において、制度としては設けられてはいません。そういうようなものをももちろん原子力に限ってという話でなくて、もっと広く申し上げたいのですが、そういうようなものがあるといいのではないかと。それを私は「参加」機構というふうには考えているのですね。その辺がちょっと違うのです。

* 参考：c f . 内閣府国民生活局（編）『公共料金分野における情報公開の現状と課題：

「知ること」から「参加すること」へ』2003年刊 特にP85～207

(近藤委員長) それについては、ですから5ページに「最近の国内外の動向を踏まえて、

政策決定過程において広く国民参加」を考えていくと、これは私もイギリスの例を勉強して、おっしゃるようにまさに国営企業という面もないわけではないので、それが直ちに我が国にアップライズできるかどうかわかりませんが、そういう世の中はどんどん変わっていきますから、それは原子力委員会としても勉強していきたいと考えます。しかし、それはもちろん一人原子力のみならずの世界でありますから、慎重かつ大胆にということになりますけれども、参考にさせていただきます。ありがとうございました。

殿塚委員。

(殿塚委員) ありがとうございます。

先ほど伴委員から、私どものサイクル機構の人形峠にかかわる問題で努力していないのではないかという話があったものですから、それについて本来この場では個別の話をするべきではないということは承知しておりますけれども、一言だけ申し上げておきたいと思います。

それは、人形峠の鳥取県側で昭和30年代にウラン鉱石を掘った、その捨て石の撤去にかかわる問題でありまして、先般、10年間近くの前回の裁判の経過を経て、最高裁判決で撤去が確定しました。そして撤去されない限りは1日当たり75万円払えということで、3月11日から払っているわけであります。これは昭和30年代から、近辺の山に坑道を掘り一部鉱石として精錬していたわけです。その残りの石を鉱山口に、鉱山法に基づいて置いてあるわけです。山の中にあったときは自然の石だったけれども、そこから掘り起こしたら厄介者の捨石となったわけであります。こういうことでその石を鳥取県側から外へ出せ、お隣の岡山県がもともと鳥取県で掘ったのだからそこに置けというようなところに端を発している話であります。私どもも1日75万円という最高裁の判決を受けて、1日たりとも早くどかしたいという、またどかさなければならんということで、大変な努力をしているわけでありまして、努力をしてないのがけしからんというような話は全く見当違いであります。ここでそれ以上のことは申し上げませんが、一言釈明させていただくということでございます。

(近藤委員長) 井上委員。

(井上委員) 井上です。よろしくお願いします。

この共生というところの文章をちょっと読んでいまして、調和という言葉から共生という言葉に移って、少し理解も進んだように思います。その共生なんですが、この中で私たちは生産地、いわゆる立地地域というところに居住する者ではないわけで、ずっと生涯にわたって電気なり放射線といういろいろな利用効果を享受するものです。この大都市消費地というところにいる者として見たときに、原子力の問題は圧倒的多数である消費者という視点から見たときに、かなり向こうにあるというような感じがします。言葉としては、国民とか地域住民という言葉で消費者とか消費地に住む者から全部包括しているのかなと思いながら読んでいますが、そうすると圧倒的多数の生活消費者の人たちが一体原子力のことをどれだけ

認知しているんだろうかと。さっき井川委員がおっしゃったように、せめて最小限の知識ぐらいは持ちなさいと、そういう状況をつくるのがまず大事だとおっしゃったんですけれども、それとて本当にそこまでいっているんだろうかと思います。

先ほど学習というお話をされましたけれども、生涯学習という概念はいわゆる本当に自ら自分の気持ちの中から意欲的に学んでいくものであるわけで、お膳立てをして、さあ、どうぞというものではないかもしれませんが、私たち周りで見える限り、この原子力やエネルギーに関する興味というものは非常に薄くて、無関心な方たちの方がまだまだ多いのではないかと。そういう中で、いろいろニュースを見たり、まだ学習に関してはそういう人たちに対してはまだまだ学びの火種は要ると私は思っています。その理解が進むことによって、マスメディアその他のいろいろな情報に対するリテラシーが進むと思いますので、どうぞ国としてもこの問題、こういう視点を持っていただけたらと思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

これについてご発言はこれまでにさせていただければと思いますが、事務局へ質問があったのがありますけれども、何かございますか。

(菅原課長) 提出した予算関係で幾つかご指摘がございましたので、お答えいたしたいと思います。

吉岡委員を始め、この予算の見積りと実績において差があると、おかしいではないかというご指摘はもっともでございます。我々は素直に反省しておりまして、先ほども申し上げたように今後18年度予算からはこの乖離をきっちり是正した形でやっていくと。ただ、現状を追認するというわけではございませんで、企画競争みたいなものにかけて、より安く、効率的な事業を執行していく体制に持っていきたいと思っております。

その関係で、伴委員の方から精査したのはこの2つだけかというご指摘がございましたが、可能な限り精査したつもりでございまして、この乖離の是正というのは別にこの2つだけに限定するつもりは毛頭ございませんで、広報予算はもちろんのこと、電源特会予算について広く予算の見積りと実績の乖離の是正、効率的な執行というのを目指して、現在財政当局とも話しながら、いろいろ準備を進めているところでございます。

もう1点、最後に佐々木委員の方から外部のチェック機能が必要ではないかと。おっしゃるとおりだと思います。ただ、こういった予算につきましては、予算の要求段階、査定段階で財政当局の厳しいチェック、あとは会計検査院における事業的なチェック、あとは国会における予算委員会、決算委員会等、様々な外部の人からのチェックを受ける体制になっておりまして、要するに我々としてきっちり情報を開示してご批判を仰ぐというのをより積極的にやっていく必要があるのではないかと考えております。

あとは井川委員から非常に厳しいご指摘をありがとうございました。むだが多いんじゃないかという一方で、もっと広報をしっかりやれという2つのご意見を我々は受けとめておりまして、この結ぶところは要するに費用対効果だと思っておりまして、一応ちゃんとした予算を執行する以上は、きっちり効果あるものにしていけということだと思いますので、これも情報開示なり、先ほどのような予算の要求の仕方、執行の仕方をより工夫しまして、費用対効果をきっちり見きわめた上での効率的な予算執行に努めたいと思っております。

以上でございます。

(近藤委員長) 原子力委員会事務局は。

(戸谷参事官) 先ほど佐々木委員から今回のエネ庁の広報予算に対して、原子力委員会の立場はどうかというご質問がありましたのでお答えいたします。今回の事例のような個別の予算執行については、各省庁の中で基本的に責任は完結しているというのが私どもの立場でございます。

ただ、もちろん予算につきましては、概算要求段階で毎年原子力委員会としてもヒアリングを行っておりまして、こういう予算の趣旨そのものが政策として必要かどうかということについては、当然原子力委員会としても判断をしておりますし、あるいは継続的な事業ということであれば、これまでの事業の効果としてどうだったのかということについてもヒアリングを行っておりますけれども、ただ今回はそういう政策上の問題ということよりも執行の適正さというような問題ということでございますので、基本的には各省庁の責任でやっていただくということでございますけれども、今回こういったことで改善がなされるということであれば、当然大いに改善はしていただきたいというふうに思っております。

(近藤委員長) ありがとうございました。

それでは、河瀬委員、どうぞ。

(河瀬委員) 先ほど井川委員、私の言い方が悪かったんでしょうけれども、原子力の広報関係のお金を敦賀にはいただいていると思います。使い方は、私どもは市でいろいろな予算を組んでいるけれども、ちゃんとやっていると。今、国の方もこれからちゃんとやっていただけるということでありますので、誤解のないようにひとつお願い申し上げます。

吉岡先生は根っから原子力が大嫌いでしょうから、三法交付金等について廃止と言っておられますけれども、私も努力している自治体だと思っています。いろいろな先生方を始め、反対する人が騒ぐ中を理解を求めて、住民に説明をして、そして努力している自治体が報われても私はいいと思いますので、これは使い勝手のいい交付金としてぜひお願いしたい。

私どもも例えば迷惑施設とは言いませんけれども、いろいろな誤解を招きやすい一つの施設でありますので、ちょっと何かありますと、いつも言います風評被害が本当にどんと来ます。私どもは町の中でも例えばごみ処理施設なんてこれは絶対必要なんです。出たごみを適

切に処理をしていくのに必要ですけれども、つくろうと思いますと地域の人にご理解を得て、市として当然協力をいただいた地域にはそれなりのことをしていく、これは世の中当たり前のことでありますので、そういうことをお話しさせていただきました。

以上です。

（近藤委員長） ありがとうございます。

それでは、今日の資料2号につきましては、たくさん貴重なご意見をいただきましたので、確かに反省しますと、情報公開という言葉から入っているところですね。本来的に最低限の説明責任と国民参加と、それがむしろミッションというか目的であって、そのためのいわば入り口論の情報公開がそれだけで閉じているかのごとく書きぶりになっているところにつきましては、少し構造的な問題があることについては反省をしています。

それから、全体におもねると表現されると、私どもはそういう気持ちはいささかもないんですが、しかし非常に丁寧に説明していこうという立場で物を書いたつものところ、それについて少しくご批判というか感想をいただいたところ、それは橋本委員からもご指摘のように、淡々と本来やっていくべきことをちゃんと書くという、そのスタンスを踏まえつつ、もう一度精査していきたいというふうに思います。

それから、様々なことについては、私どもの舌足らずのところは直していくことにいたします。

それから、全体として渡辺委員のご指摘のような経済合理的な、渡辺委員は「健全な」とおっしゃられたけれども、健全な経済性と効率性という、そういう視点をなるべく表に出していくのかなということで、若干そこに力が入り過ぎているのかなと。書いてないとおっしゃられたんだけど、しかし全体としてそういう流れで物事を整理していきたいというと考えてまとめてきたつもりです。が、そのためにそういうことの指摘までもはしょっているなという反省があります。少しもう一度見直して、そういう方針を強く持っていることがわかるように、そうお読みいただけるようなものにしていきたいと考えます。

今日はここまでといたしまして、修正した案をなるべく早く皆さんのお手元にお送りできるようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、吉岡委員からの、リスクコミュニケーションというのは中途半端だから取ってしまえというご提案については私にとってはあまり好きでない提案です。今、岡本委員のご発言もリスクの問題に触れておられたように、ここですべてのリスクが論じられ、コミュニケーションされた、それはその通りです。で、リスクコミュニケーション、つまりリスクを整理できるところまできちんと論理的に整理して相互理解を図る活動は、単に安全問題のみならずとおっしゃっているとすれば、それについては皆さんもそういうことでおっしゃっていると思います。ただ安全は原子力の前提でございますので、それについてのリスクコミュニケー

ションは何としても、ミニマムエッセンシャルということでそれを強く出しているというのは認めます、でもそれは大切と思っていますので削りません。ただ、それだけのつもりでもないということについてもわかるように少し工夫をしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、この議論はこれで終了させていただきます。

それでは、次の議題にまいります。次はプルトニウムですか。

(後藤企画官) 次は資料の第3号でございます。

プルトニウム利用の透明性の確保についてという形で、あまりお時間もないので、当初説明しようとした内容よりは若干はしよりますが、よろしくお願いします。

2ページ目に現行長計の書きぶりがありますが、2つ大きくポイントがあるんですが、最大のポイントは下のぼつの方の「我が国は平和利用を国際的理解と信頼を得る外交努力とともに、利用目的のない余剰プルトニウムを持たないという従来の原則を一層明らかにする観点から、プルトニウム在庫に関する情報の管理と公開の充実を図るなど、プルトニウム利用の徹底した透明化を進める」というのが今の長計の基本的なポジションというふうに思っております。

今の長計のポジションを紙にしたのが3ページ目の表で、2010年過ぎまでのプルトニウムの回収と利用という形で、回収サイドは海外分が累計約30トン、それから六ヶ所が本格稼働すると毎年5トン弱と。利用の方が研究開発用が数百キログラム、それからプルサーマルで2010年までに16から18基で1基当たりが0.3から0.4トン、それから大間原子力発電所のフルMOX1.1トンと。それから、当面は海外から回収されたプルトニウム利用でその後は国内というような書きぶりになっているのが今の現行の書きぶりでございます。

その先ですが、4ページ目は核燃料サイクルの中間取りまとめに書いた中身でございます。これは議論をした中身なので、ご一読いただければと思います。

5ページ目はいただいたご意見でございますが、これもお読みいただければと思っております。

6、7、8と8から10ページまでが今の制度でございますので、簡単にご紹介しますが、国際条約とそれを担保する国内体制という形になっています。6ページ目に、右側に国内の体制という形で非核三原則、それから原子力基本法の話、それから下の方に炉規制法の話があります。国際的にはNPT条約、それからそれに基づくIAEAの保障措置、それから下に行きまして追加議定書の話、それから核物質防護条約の話があるという形で、一番下に結論めいて書いておりますが、厳格な国内規制、国際機関の監視の下、プルトニウム管理状況は厳格に管理するという状況になっているということでございます。

具体的な中身が保障措置の方で、これが7ページ、8ページ目であります。要はこれはセーフガードという保障措置は核兵器に転用しないということを検認するという形になっておりまして、中身はIAEAの保障措置とプラスアルファの追加議定書、一番下には先ほど神田先生のお話にありました統合保障措置が今認められているというところまで書いてございます。

8ページ目が、これが追加議定書の国内体制ですが、そのためのフルスコープの体制の受け入れという形になっておりまして、計量管理をしっかりとやっている。関連条文は以下のとおりでございます。

9ページ、10ページが核物質防護の方ですが、核物質防護の定義は最初に書いてありますが、不法移転を防止するということと、それから施設、核物質の輸送などに対する妨害破壊行為を防止するという形で、国際ルールは下に書いてある核物質防護条約とIAEAのガイドライン、それから二国間協定等に基づいてやっている。

10ページ目でございますけれども、それに対する我が国の取組は、条約、IAEAのガイドラインを踏まえて関係行政機関が炉規正法等に基づいて実施という形で、何をやっているかというのはその下でございます。物質の施設管理、それから防護規定の認可、それから管理者の選任、それから移送計画の事前承認等があるという形で関係条文が下に書いてございます。

これまでで、ある意味で完結した世界になっていて、国際的には一応認められておりますが、プラスアルファで何をやっているかというのが11ページ目でございます。

11ページ目の透明性の向上についてというところで、保障措置制度及び核物質防護措置により、プルトニウムの平和的利用に対する国際的な担保がなされているというのが基本であります。さらに国内的、国際的な懸念を生じさせないためには、利用の透明性の向上を図ることが重要という形で2つのことがあるということで、1つはプルトニウム管理状況の公表ということと、それから利用計画の公表と。

管理状況の公表はもう既に実施されておりまして、いろいろ書いてありますが結論だけ言いますと、一番下のところ、原子力委員会は「我が国のプルトニウム管理状況」を文部科学省、経済産業省より報告を受け公表という形で、何をやっているかというのは次のページでございます。

12ページ目、プルトニウム管理状況の公表という形で、実は13ページ、14ページが詳しい表ですが、結論だけ申し上げますと、上の○のところの一番最後、国内量が5.4トン、海外量が35.1トンあるということを公表しているということになっております。これは単に日本だけがやっている中身ではなくて、国際的な管理指針というのを94年からつくっております関係9カ国によって数字を公表し、IAEAがまとめていると。結果は15

ページにございます。１５ページが個々のプルトニウム保有量という形で、日本の場合は未照射プルトニウムが国内に５．３トンあると。数字は誤差がありますので、さっきの５．４トンとは違いますが、一応同じ数字になっているということでございます。

その先は、プルサーマルの状況が１６ページ、１７ページと書いてありますが、利用の方で何が進んでいるかという形ですが、これは上は２００３年１２月に電気事業連合会がまとめた現行の状況でございます。２０１０年までに各電力会社の発電所でやるというのが中心の内容かと思います。

その後の進捗状況が１７ページに書いてありまして、関西電力、電源開発、九州電力、四国電力の活動が書いてあります。ただし、下の方は美浜の事故によりまして関西電力は現在止まっているということが書いてございます。

もう一つの活動が１８ページ、１９ページに書いてあります我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方という１５年８月の原子力委員会決定でありまして、これも基本的な考え方は今までご説明したように、国際担保がなされているが透明性の一層の向上を図るという形で、１８ページの下のところ利用目的の明確化のための措置という形で２つ書いております。電気事業者はプルトニウム利用計画を毎年度プルトニウムの分離の前に公表すると。原子力委員会は、その利用目的の妥当性を確認するというのが基本的な形で書いてございます。

具体的な中身がその先で１９ページ目でございますが、利用計画の中身ということで、所有者、所有量、利用目的を記載した計画を出すということで、利用目的の中身は下に書いてある４点、量、場所、開始時期、利用に要する期間の目途ということでございます。それで、中身が詳しくなることによって詳細にすると書いてあります。それから海外分についての取り扱い、燃料加工される段階で国内と同じ措置をとると、準じた措置をとると。それから研究開発用においては商業用に準じた措置をとると書いてございます。

そうすると、２０ページが今後の大体回収と利用ということでございますが、回収は基本的に変わっておりません。海外分約３０トンのフィッサイルがあるということと、年間５トンのフィッサイルが出ると。利用の方、もんじゅ、研究開発用については同じ書きぶりです。

電気事業者についてという形で書きぶりを整理しておりますが、２０１０年までに１６から１８基をやるという計画があるということ。１基当たりが０．３とか０．４トンと。全炉心ＭＯＸの話は２番目、３番目が今度は実施の拡大にあわせてＭＯＸ加工工場の稼働までは海外を使うと。その後は国内で使用するものも利用すると。４番目が加工工場で使用されるプルトニウムは燃料加工されるまでの間、六ヶ所再処理工場内で保管する予定であるということを書いてございます。

その意義ということで２１ページでございますけれども、意義の一番最後、利用のより一

層の透明性の向上を図るものだというのが今回の意義でございますが、位置づけとしては、これは自主的にやっているという作業でございますので、法律に位置づけるものではないと。電気事業者の公表を促すものでございますと書いてございます。

22ページ目でございますが、具体的に中身、詳しくないではないかということがあるので、現在詰めている最中でございますが、こんなことかなということで、こういうことを我々は電気事業者さんの自主努力に期待しようと思っているということです。中身は再処理の予定量、プルトニウムの回収見込み、保管の目的、利用場所、年間の利用目安等々ということでございまして、国内外においてMOXが加工される段階では以下の2つが入るかなと。我々としては、公表された後、原子力委員会の定例会等でお話をお伺いして、以下の観点からの妥当性を図るという形で長計との整合性とか、分離・回収される量が計画に見合った量なのかということとか、プルサーマルに向けたこのような取組のお話をお伺いするのかなと思っております。

具体的な公表時期でございますけれども、毎年適当な時期、これ今のタイミングで1月末ぐらいかなと思っております。これはまだちょっと要調整だと思いますが、しかるべきタイミングでしかるべき話をお伺いするという形で海外分も研究開発分も準じた状況かと思っております。アクティブ試験のタイミング、まだ今のタイミングでは確定していないと思いますので、これはそのタイミングに合わせて別途検討ということかと思っております。

あとは参考資料でございます。一番最後には我々の決定文が参考8についてございますので、ごらんになっていただければと思います。

お時間もないので、以上で説明を終わらせていただきます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

以上、要すれば、核燃料サイクルに関する中間とりまとめにおいて言及した、現行長計の考え方に沿って原子力委員会が平成15年に透明性の向上を図る観点から利用計画の公表のお願いをした決定の適用について、今回、その具体的な運用について、こんなことを現在考えていますということをご紹介申し上げたわけです。これにつきましてご意見、ご議論をいただければと思いますが。

笹岡委員。

(笹岡委員) ありがとうございます。

現在の平和利用の原則に基づきますリサイクル路線と、こういうこと言えば、国内外を問わずに再処理によって得られるプルトニウムにつきましては、全て軽水炉及び高速炉において消費される計画と、このようになっております。

現在でも利用目的における透明性は十分確保されていると、このように受けとめております。しかしながら、今回表題にもあるとおり、引き続き国内外に対しまして、利用計画の透

明性を確保する、こういったことの重要性や必要性ということにつきましては異論はございませんけれども、１点だけご意見を申し上げたいと思います。

それは、プルトニウム利用先となりますMOX燃料によりますプルサーマル計画と高速炉開発であります。プルサーマル計画につきましては、計画どおり進めば、資料にありますとおりプルトニウムの需給はバランスしております。そういったことで問題ないと、このように考えますけれども、しかしながら現段階におきましては、九州電力の玄海発電所と四国電力の伊方発電所のみで、計画は進んでいないと、こういう状況になります。また、高速炉開発につきましても計画どおり進んでいないということは周知のとおりであります。しかしそれぞれの計画遅延には様々な理由があるにいたしましても、エネルギー資源に乏しい我が国にとりましては貴重なエネルギー源であります。このプルトニウムの利用ということをおこなうことのできないことだと、このように考えます。

そういったことから、両計画とも間違いなく実施されなければならないと、このように考えております。このようなことから、本案におきまして、プルトニウム利用計画を明確にするということにつきましては、やはり国が主体的に、なおかつ積極的にこのプルサーマル計画と高速炉開発と、この推進を同時に明確化しなければならないのではないかと、このように考えております。したがって、その計画の実施に当たりましては、事業者と自治体任せというのではなくて、国として責任ある対応をしますということが必要だというふうに考えております。

我々現場の労働者もさることながら、事業者におきましては１日も早く立地自治体の信頼を回復いたしまして、また実施の自治体におきましては、国を支える重要な政策であるということをご理解いただきまして、国民全体の義務としての国策に協力すべきだと、このように考えております。そのような国として一貫しましたプルトニウム利用、いわゆるプルサーマル計画及び高速炉開発に対します確固たる推進姿勢、こういうものが国際社会においても平和利用目的以外の疑義を感じさせない唯一の透明性の確保につながると、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

（近藤委員長） ありがとうございます。

松尾委員。

（松尾委員） 松尾でございます。ありがとうございます。

プルサーマルを推進していく過程で感じる場所はいろいろあるんですが、ここでは３点、できれば１分半で話をしたいと思っています。

まず第１点目は、理解されるためには、やはりいわゆるプルバランスといいますが、この資料の中でもその必要性が述べられてありますけれども、過去どうたまって、現在どうなっ

ていて、将来どういうふうに使っていくのか、そういう中で我々がプルサーマルをどう位置づければいいのかというのを地元きちっと理解してもらおう努力をすることが必要だなというふうに思っているのが1点。

それから、2点目は、将来のことなんですけれども、今度は使用済みのMOX燃料を使った後のMOX燃料、どうなるのかということであります。今、技術的に可能であるし、その間当分貯蔵するんだということでクリアはしていますけれども、その取扱については今後検討していくということも含め、やはりこの辺もきちんと説明する必要があるというふうに思っております。

それから、3点目は、今の笹岡委員と重複しますけれども、いわゆる国の姿勢についての地元からのニーズといいますか、感じ方がまだまだちょっと厳しくあるというのを感じます。私自身は国が努力しておられるのは感じています。講演会も何度も行っておられますし、町議会等の議会にも出て行って説明もされています。しかしいまいち地元としては熱意が感じられないというような意向があります。それは、説明はしても説得という形で、国が地元を説得するという姿勢がいまいち足りないというふうに感じているのではないかなというふうに私は感じています。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

吉岡委員。

(吉岡委員) ありがとうございます。

意見メモの11ページの2 - 5というところに書いてあるんですけれども、これは核兵器の材料になりますので、キログラムの精度で具体的な長期プルトニウム需給計画を策定しろと、前回の策定会議でも私は言ってきたわけなんですけれども、ぜひ今回の機会にお願いしたい。非常に雑駁なメモみたいなものしか資料第3号には載っておりませんので、これでは困るのではないかと申しますのは、やはり2000年長期計画では、3ページにあるようなことが書かれていたわけです。1997年にプルサーマル実施計画が立てられたと記憶しているんですけれども、2000年までの実績はゼロで、2005年までの実績もゼロだというのは、8年間全く停滞していたということです。今2005年ですけれどもね、2010年に四国電力と九州電力が1基ずつやるかもしれないということです。そういうことを考えるならば、2010年までに16基から18基とかいうのは、全く非現実的な数字であると言わざるを得ないので、これを抜本的に現実的な数字に見直す必要があるのではないかと。もちろん六ヶ所再処理工場は生産調整という観点から、少なくとも当面凍結が妥当である。需給バランスの観点だけからもそれが妥当であると私は言っているわけなんですけれども、プルトニウム需給の具体的な数字なしに漫然と進めるというのは非常にむだなことではないかと思って

おります。それから英仏のプルトニウムをいつどこでだれが使うのかとか、そこまで含めて詳細な計画を立てるということが重要だと思います。

とりあえず以上です。

（近藤委員長） 田中委員。

（田中委員） 今回の策定会議でどういうふうな点を議論するのか、まだ明確になっていないところもあるんですが、今の事務局からの説明によると、プラスアルファとおっしゃったんでしょうか。どういうふうにして透明性の向上を図っていくのか、あるいはそういうところをどういうふうにして運用していくのが重要であると、そういうふうなことをおっしゃったかと思います。

おっしゃるとおり、そのIAEAの保障措置とか、原子炉等規制法というのがあって、国内外においてその規制の、あるいは法律的なところについては十分行われているところではあるんですが、透明性をさらに向上していくという中で、どういうふうにしてこれを運用していけばいいのかということをございまして、その辺のところ、22ページとか、23ページあたりに書いているところかと思うんですが、ちょっと気になりますのは、ここにも一部書いているんですが、やはり事業の進捗に応じて内容を適宜見直していくことが重要と思うんです。例えばこれからMOXの燃料加工工場をつくっていきますけれども、その操業開始がいつになるかまだちょっとはっきりしないところでありまして、さすがにああいうものをつくっていくわけですから。そんなものとか、プルサーマルと言っても、実際に地元の理解がないとできないというようなところがあったりします。そうすると、本当にいつ何ができるかについては、やや未定なところがあるものですから、そういうふうなところを注意しつつ、でも一方で透明性の確保というふうなことがあります。というようなことで、気になっていますのは、原子力の開発利用とかプルトニウム利用の必要以上の柔軟性の低下というふうなことには、一方で気をつけないといけないのかなと思います。そういうふうなことで初めに申し上げましたが、事業の進捗に応じて内容を適宜見直していくようなことが大事なかと。

以上です。

（近藤委員長） ありがとうございました。

伴委員。

（伴委員） 2つ見解を聞かせて欲しいというのがあるんです。

1つは、先ほど来からMOX、要するにプルサーマルについて国の責任で、という声がたくさん出てきているんですけれども、プルサーマルは義務なんでしょうか。再処理は事実上の義務だというような話になっていましたけれども、このプルサーマルについては果たしてどうなんだろうというの1点です。

2つ目は、この余剰なんです、この2ページのところには利用目的のない余剰のプルトニウムというふうな書き方になっていて、余剰とは何なのかと、余剰の定義を尋ねたところは、利用目的のないのをもって余剰とするというようなご説明だったんですけども、利用目的と余剰というのは根本的に概念が違うのではないかと思います。例えば利用目的があれば数十トンのプルトニウムがあっても、これは目的があるからいいんだというのであれば、だれが見てもそれはおかしい話であって、利用目的がないというのと余剰を持たないというのは、2つともがプルトニウムという言葉にかかっているのではないかというふうに思うんですね。そうすると、一体何ををもって余剰とするのか、その辺の見解を聞かせて欲しいと思います。

以前、科技庁時代にその辺の話をしたときには、ランニングストックを超える分は余剰だというふうに思うという見解だったんですけども、その辺の見解は薄れていっているように思うんですね。ですから何ををもって余剰と成すのかというところについて、これ2点目です。お聞かせいただきたいと思います。

(近藤委員長) 勝俣委員。

(勝俣委員) ただいまご説明ございましたように、私ども電気事業者といたしましては2010年度までに16ないし18基のプルサーマルを導入できるよう、業界の総力を挙げて努力してまいる所存であります。各電力それぞれの事情、状況が違いますが、それぞれ努力し、着実に進んできているのではないかと。手応えを感じているところであります。

また、プルトニウムの利用計画でございますが、これも原子力委員会の基本的な考え方に沿いまして、アクティブ試験の前までには公表をする予定といたしているところでございます。ご理解のほどよろしくどうぞお願いいたします。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ほかに、ご発言の希望は。

(後藤企画官) 伴委員からのご質問ですが、今までここで今回議論させていただいた中で、要は再処理をされたウラン、プルトニウムを有効活用するのを基本方針とするという書きぶりになっているので、有効利用するという趣旨が我々の基本方針だと思っております。ですから、具体的に何にして使えということを国がどこかで決めたのかという意味では、そういう基本的な、今までは電気事業連合会の決定を受けて閣議了解をし、そこでそれはいいことだよねという言い方をしております。ですから法律上、どこかでプルサーマルをやらねばならぬというふうにはなっていないので、義務という言葉はどういう趣旨でお使いになられたかということかと思っておりますけれども、基本方針はウラン、プルトニウムを有効利用するという形で書いているかと思えます。

それから、あと今、余剰のお話がありましたけれども、今の基本的考え方というのは8月

5日の紙の中に、この資料でいうと18ページのところで、一方、プルトニウムに対する国内外の懸念に配慮し……と書いてあって、したがって、原子力委員会は、利用目的のないプルトニウムを持たない、すなわち余剰プルトニウムを持たないという原則を示し、発信していくということを書いておりますので、違うのが一緒なのかという議論で、今はつまり利用目的がないということがやはり余剰ではない、利用目的であるということが余剰ではないということかと思えます。そういう意味で、ランニングストックとか、そういうストックの議論はございましたけれども、今の長計におきましても、先ほどのように在庫に関する情報の管理と情報の充実を図るなど、利用の徹底した透明化を図るという趣旨になっておりますので、そういうことで整理をさせていただいているのではないかというふうに考えております。

以上です。

(近藤委員長) 同じことの言い換えかもしれませんが、今日のご説明は、規制法という義務の世界ではなくて、透明性の向上という現行長計の方針を踏まえて具体的にはこういうことについても積極的に公表していただくのがいいということを決め、特に六ヶ所の再処理工場について再処理という行為を行う場合にはこういうことを公表してくださいということが原子力委員会のポジションであり、それ以上のことを、何年何月何日、どこで何キログラムということまで言うていただくべきだということではありません。それについても具体的に決まったものがあればそれは公表していただくのがいいということでありまして、そうしなければならぬと、それを法定するということとはしないというのが現在の立場であります。

吉岡委員は、それを法定すべきだということでおっしゃったのか、そういうものもある方が望ましいとおっしゃったのか、そこちょっとクリアでなかったんですが。

(吉岡委員) 法律によって義務づけるべきかどうかについては、まだ私は判断しかねておりますけれども、できればやった方がいいだろう。それはやはりプルトニウム需給バランスというのは非常に精密なコントロールが要求されるからです。六ヶ所再処理工場がもしアクティブ試験に入ったとすると、そのバランスがますます崩れるおそれが濃厚であり、それが国際的な信頼ということに重大な影響を及ぼすものですから、信頼関係をわずかでも高めるためにも最善の努力をして、何日までに何キログラムと、そこまでは言いませんけれども、大まかな数字でもいいですけれども、年単位ぐらいのものがあるべきではないだろうかと思えます。それを法的にどうすべきかということはまた検討すればよろしいということです。

(近藤委員長) 前回長計のときもこのことを議論をいたしまして、そこでここにそれ以前の議論と違った言葉として在庫という言葉が入ったんですね。つまりプルトニウム利用が遠くにあるときにはバランス論、需給バランスというのが計画の妥当性を判断する一つの指標として意味があったので使われたんですね。遠くに事業があるときは出と入りが合えば計画

は妥当というわけです。しかし、事業の実施時期が近づいてくると当然にいろいろダイナミックなアクションがあるわけです。再処理工場の運転をトヨタ看板方式で再処理しなければならないというルールはどこにもないわけであって、六ヶ所工場が終わった後も、しばらくMOX利用というものがあるとすれば、あるいはその時ぐらいからFBRに入れるとすれば当然そのためのストックをどこかに置いておく、そういう事業者の意思決定があってしかるべし。それを制度としてどう受けとめるかという問題まで出てくる。ですから、需給バランスをダイナミックに見るのは難しいんです。何が正しい、よいというのは簡単な話ではないんですよ。そこで、現行長計は在庫の管理も含めて透明にいつているのです。それが透明できちっとした管理下にあるということをもって国際社会に対して転用の誤解を与えないといえる、そのことを大事にしようという判断だったのです。そのことに加えてプラスアルファとして何か制限しなければならないというご主張をされるとすれば、それは何ゆえかということの説明された方がいいと思うんですけれども。1分あげますから、ちょっと。

（吉岡委員） ありがとうございます。

数字でコントロールするというのは、事前に計画を立てて数字を立てて、それで帳尻を合わせるということはなかなか難しい問題があると思うんですね。だからどのようにコントロールするかについては、私の意見では方程式をつくれればいいのではないかと考えてあります。こうなった場合には六ヶ所は止めるとか、具体的な年次ごとにそういうことをルールとして定める方程式を私が提案しても結構ですけれども、定めればいいのではないかと思います。

（近藤委員長） ありがとうございました。

伴委員。これで最後にします。どうぞ。

（伴委員） さっきの説明で、18ページに確かにこう書いてあって同じことを聞いてしまったのかもしれないのですが、僕の意見としては、余剰プルトニウムを持たないというのは余っているものを持たないということ。その中には先ほど遠くにあるときは需給バランスとおっしゃいましたけれども、近くにあっても需給バランスというのは重要なのではないのでしょうか。そしてそのことによって柔軟性を持たせていくというのが、これまでも発言されてきた内容だと私は思うんですね。その割には余剰という言葉についてほとんど定義されないとはおかしいと思うので、これは定義すべきだというふうに言い直します。意見です。

（近藤委員長） それは、定義されていると。それ以上のものが必要なら、定義をお出しいただくのが議論の仕方だと今申し上げたと思うけれども。なかなか難しいんですけれどもね、これは。

それでは、時間が過ぎてしまいましたので、この紙については今、伴委員からの準備書もあるようですから、少しこれからも検討させていただきますが、一応ご議論、現状の我々の

考え方を示したということで、今日は終わりにさせていただきます。

それで、ちょっと時間が過ぎてしまっているんですけども、あと5分いただいて、最後の紙をご紹介申し上げたいと思います。最後の紙は、資料第4号ですが、大体頭に置きました、いつぞや予定表でご紹介しました項目についての論点の整理ができたかなと思いますので、そろそろ新計画のいわば計画としてまとめ上げていくという作業に移らなければならないというふうに考えまして、とりあえず今までの論点整理の紙をいただいたものをカット・アンド・ペーストで、少し配置を並べかえてみた。それからもちろんページ数を少し5枚程度にしてくれと頼んだんですけども、倍になってしまっていますけれども、どんなことが我々今まで議論したのかなということについて、主要な結論めいたところについてをまとめてみたというものでございます。

最初のページ1が原子力界をめぐる現状認識ということの項目が並んでおります。安全から核不拡散の項目を並べ、それから2番目として、そういう現状認識であるところを原子力開発利用の基本的方向というものは大きく柱を立てるとどうということかなということで、4本柱かなということで、原子力活動の環境と申しましょうか、基盤的なものを安全確保に始まり、地域社会との相互理解、核不拡散云々という、ある種の必要要件的なものについて今後ともきちんと整備していくと、そういうことが重要ではないかということがまず1つの柱かと。

それから、2つ目が現状の利用がきちんとなされるということについて、これは主として、実際に施業、事業なさっておられる方の活動ではありますが、これにかかわる様々なこで行われた議論を整理して、こういうことについて政府と民間の役割ということについてもまとめていくと1つの柱になるのかなと。

3番目が研究開発でございます。

それから、4番目が国際社会への貢献と書いてありますが、貢献だけでもないと思うんですけども、国際関係についての部分、この4本の柱で今後の報告をまとめるのがよろしいかということで、3からはそれぞれ3がまさに基盤にかかわることで、安全に関して、それから核不拡散、人材、そして地域共生の話ということについてがさらにいわばその中の重要な柱と。

それから、4が利用についてですので、エネルギー利用と放射線利用と、それから放射性廃棄物の処分ということで、内容的にはほとんどこれまでのまとめの紙に書いてあることをまた書いてあると。

それから、5が研究開発ということで、研究開発のその紙にありました開発の構造について整理し、そしてそれをそれぞれの項目についてどんなことをどんな考え方でやるのかなということ、やや整理が悪くてというか、どんどん書き込んで、そのままカット・アンド・

ペーストになっている部分がありますけれども入ってございます。

それから、最後に6で国際社会への貢献ということで、今日の紙の項目を先取りした感じになりますけれども、その要点と思うところを書き込んで、最後にその政策評価ということについてのご発言があったところ、何かこういうことについても柱にしておくのかなということをつくってみたものでございます。

今日はそんなものを用意したと申し上げて終わりにしまして、次回にこれについてご議論いただいて、こんなものを、こんなものというのは、何のためにこれ書いてつくるのかということになってしまいうんですけれども、できれば皆さんのご理解をいただければと思っておりますのは、この1年弱ですが、議論をしてこんなことについて整理してきたんだということについて、国民の皆様にもさらして、こんなことで新しい計画をつくるつもりですが、ぜひこんなことも入れるべきだと、项目的な意味で落ちがあるとかについて、あるいはここは非常に関心が高いからちゃんと議論しておくと、そんなことについて国民の皆様からのご意見をいただいて、しかる後にまとめる作業をしたいのです。そこでとりあえず現在までの作業のクロスセクションを要約的に国民にさらしてご意見をいただくための紙としてこんなものを用意したらと考えているところでございます。

ですから、計画素案をパブコメする手前の段階で、プレパブコメというのですか、こういう方向でものをまとめていくについて、项目的にいいかなということについてご意見をいただくことについて、これを6月もう一回、次回の会合でこれをそういう趣旨で、こんなもので我々の1年間の議論がこんなことに要約されるかなというものだということのご確認をいただいたらそういう作業に取りかかるということにしたいと思っています。

ですから、これはお読みいただいて、ぜひご意見をいただければと思います。ただ、一方でこれが長くなってしまったら本体になってしまいますので、これはおのずとページ数が限られたもので、これも長いのではないかなというふうに思いつつ、今日は9ページですから、どんなに皆さんからこれを突っ込めと言われても、10ページは絶対超えないように頑張りたいとは思っていますが、ぜひご意見をいただいて、ここは削るべきだと言っていたのは構わないかなと思いますけれども、ぜひ次回までにご意見をいただいて、次回、一度皆様のご意見を踏まえたものを用意したいと思っておりますので、今日のところはそういう趣旨でご紹介ということにとどめたいと思いますが、何か関連して質問、確認したいということがございましたら手を挙げていただければと思いますが。

よろしゅうございますか。それではそのように進めさせていただきます。ありがとうございました。

それでは次回の予定を。

(後藤企画官) 次回ですが、今日のこの紙を議論の中心にしたいと思いますが、6月7日、

火曜日の１６時からということをお願いしたいと思います。場所はちょっとまだ確定してありませんので、別途ご連絡させていただきたいと思います。あと議事録も作成いたしますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

（近藤委員長） それでは、今日はこれで終わらせていただきます。時間が過ぎまして申しわけございませんでした。

ありがとうございました。終わります。